

大牟田市まちづくり総合プラン
(案)

目次

I	計画策定の意義	1
II	計画の位置付け及び期間	2
III	大牟田市第6次総合計画 2020～2023 のふり返り	3
IV	本市を取り巻く社会背景と課題	10
V	目指す都市像と基本目標	15
	（1）目指す都市像	15
	（2）基本目標	15
VI	人口	17
VII	都市像実現のために取り組む施策	18
	（1）まちづくり総合プラン施策体系図	18
	（2）基本目標達成のための施策	21
	第1編 未来を担う個性豊かで元気な人が育まれるまち	21
	第2編 新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち	37
	第3編 誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち	45
	第4編 人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち	55
	第5編 災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち	67
	計画の実現に向けて	77

I 計画策定の意義

本市では、昭和 45（1970）年の第一次総合計画策定以降、6 次にわたり総合計画を策定し、都市像の実現に向け諸施策に取り組んできました。

本市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに発展し、我が国の産業・経済の発展に大きく貢献してきました。こうしたまちの成り立ちから、市内には製造業をはじめとする産業が集積するとともに、ユネスコ世界文化遺産をはじめとした近代化産業遺産が多く残っています。また、炭鉱閉山後も、有明海沿岸道路や九州新幹線、重要港湾三池港などの都市基盤の整備、協働のまちづくりによる地域コミュニティの形成や「大牟田方式」と呼ばれる地域認知症支援、そして ESD/SDGs などの特色ある教育の展開に取り組んできました。

このような本市のまちづくりの経過を踏まえつつ、今後も、少子高齢化・人口減少の進行や時代の潮流などにより多様化・複雑化していく課題に、戦略的な視点をもって柔軟かつ適切に対応し、市民と行政とが目指す姿を共有しながらまちづくりを進めていくため、今後のまちづくりの指針となる第 7 次総合計画を策定します。

Ⅱ 計画の位置付け及び期間

1 計画の位置付け

総合計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像実現のため、産業や福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要な施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成します。

まちづくり総合プランは、市民と行政とがまちづくりの目指す姿を共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定するものです。

あわせて、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その実現のための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、本市の個別計画の基本となるものです。また、国・県等の計画との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。

2 期間

まちづくり総合プランの計画期間は、令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度までの 10 年とします。

なお、本市を取り巻く状況の変化や課題への的確な対応を図るため、中間の 5 年目で都市像実現のために取り組む施策を中心に再点検し、必要とされる見直しを行うこととします。

Ⅲ 大牟田市第6次総合計画 2020～2023 のふり返り

第6次総合計画では、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする ほっとシティおむた」を目指す都市像として掲げ、子育て世代への支援、学校教育の充実、市内企業の競争力強化の促進や多様な企業の誘致、分野を超えた相談支援体制の整備や健康づくり・フレイル予防の推進、地域公共交通の利便性向上に向けた取組、シティプロモーションの推進など、市の未来を見据え、市民とともに様々な取組を進めてきました。あわせて、将来にわたる持続可能な行政運営や新たな行政課題に対応するため、職員の適正配置や財政健全化に取り組みました。

この計画期間においては、本市の観測史上最大の一日降水量を記録し、市内各地に大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨災害」及び世界的に感染が広がった「新型コロナウイルス感染症」が市民生活や企業・事業所活動の様々な場面に大きな影響を与えたため、これらの対応について、優先的に取り組みました。

そのような中であっても、この計画における取組は、一部において当初目標を達成できていないものもありますが、全体として概ね順調に進んでいます。

今後も、これまでの取組で育まれた人材や本市のポテンシャルを活かし、人を中心としたまちづくりを基本としつつ、元気があって安心できる、魅力的な都市に向けたまちづくりを進めていきます。

なお、本計画期間において進めた各施策における主要な取組や令和2年7月豪雨災害・新型コロナへの対応は、以下のとおりです。

【はぐくみ】

安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたり、子育ての負担・不安の軽減に向け、必要な情報提供・助言・保健指導などを行う子育て世代包括支援センターの運営をはじめ、支援が必要な子どもや家庭への相談体制の充実を図るとともに、出産・子育てに関する経済的支援を行いました。あわせて、仕事と家庭の両立支援に向け、学童保育所の待機児童ゼロを目指し、新たな学童保育所施設を整備するとともに、学童保育所等の預かり時間を延長しました。

学校教育については、「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた教育を推進するとともに、持続可能な開発のための教育（ESD）や郷土愛をはぐくむ学習などの特色ある学校教育を展開するとともに、きめ細かな学習支援により、児童生徒の学力の向上に取り組みました。また、スクールソーシャルワーカーの配置体制を充実させ、不登校児童生徒とその保護者等への支援を行いました。さらに、児童生徒に対する1人1台のタブレット端末の配布や空調設備の設置、トイレの洋式化など

教育環境の整備を進めたほか、小中一貫教育制度の導入を進め、義務教育 9 年間を見通した指導により、学力の向上や心身の健全な育成、「中 1 ギャップ」や不登校の解消などに取り組みました。その他、中学校の再編整備の取組や、公立夜間中学の設置に向けた検討などを行いました。

高等教育については、有明工業高等専門学校や帝京大学福岡キャンパスをはじめ、市内外の高等教育機関等との連携を推進し、高等教育機関等の持つ教育資源の有効活用や学生・生徒等のまちづくりへの参加促進に取り組みました。

次世代の育成及び社会教育については、高校生の達成感やふるさとへの愛着を育むことを目的とした高校生によるまちづくり体験等の取組や、オンラインを活用した学習活動・地域活動を推進するため、地域の ICT を推進するボランティアの養成講座等を実施しました。

スポーツの振興については、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、ホストタウンとしてアフガニスタンの陸上競技選手団を受け入れたほか、ジョージアの柔道選手団等との交流事業を実施しました。また、新たなスポーツ・健康増進の拠点となる総合体育館の整備を進めました。

文化芸術については、世界文化遺産をはじめとした文化財等を通して、地域に残されている郷土の文化や歴史に触れる機会の充実に取り組むとともに、日本フィルハーモニー交響楽団との協働や演劇の手法を活用した豊かな感性を育む取組を進めました。

人権・同和・男女共同参画については、市民の人権問題に対する理解と意識を高める取組を行ったほか、女性と男性がともに参画する社会を目指すため、市民や事業主等に対し、意識向上のための周知、啓発に取り組みました。

【にぎわい】

地域企業の活性化と競争力強化については、地域企業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、企業競争力を高めるため、企業の AI / IT 導入等を支援するとともに、新規創業を促進しました。あわせて、令和 4 (2022) 年 10 月にオープンしたイノベーション創出拠点「aurea (アウレア)」を中心とした IT 関連企業等の積極的な誘致を進めるとともに、人・企業の活発な交流等の促進、デジタル人材の育成に取り組みました。また、市内企業への就業促進に向け、企業合同面談会や学校向けの企業見学会等とあわせて、市内企業によるインターンシップの受入を支援しました。あわせて、交通結節点としての魅力を活かし、産業用地と賑わい交流用地を備えた新大牟田駅産業団地を整備し、企業の立地を進めています。また、新たな宿泊需要の獲得による地域経済の活性化に向けて、全国展開しているビジネスホテルの進出が決定し、大型ホテルの建設が予定されています。さらに、三池港については、新規航路

誘致活動に重点を置き、国、福岡県による港湾整備とあわせて、コンテナ取扱量の増加に向けたポートセールスに取り組みました。

観光振興については、新たな観光基本計画を策定し、企業や関係団体、近隣自治体との連携による観光商品の開発や誘客に向けた観光プロモーションに取り組みました。また、令和 3（2021）年 10 月に開園 80 周年を迎えた動物園内に「ともだちや絵本美術館」を開館するとともに、動物福祉を伝える動物園というコンセプトのもと、魅力向上に向けた整備も進めています。さらに、大牟田駅西口に移設した路面電車 204 号の活用やマルシェ等のイベント開催、西日本鉄道による観光列車の運行開始とあわせてクーポン券発行などにより、駅前の賑わい創出に取り組みました。

農業・漁業の振興については、新規就農者の定着に向けて、認定新規就農アドバイザーによる安定的な営農に向けた支援とあわせ、農業機械の導入等の支援を行いました。また、農業用ドローンや全自動田植機等の導入支援及び体験会・講習会を実施し、スマート農業を推進しました。

【やさしさ】

地域共生社会の実現に向け、領域を横断した総合的な取組やライフステージに応じた各事業を一体的に推進することとしました。子ども・高齢者・障害者などの分野を超えて、相談・支援ができる環境を整えるとともに、単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例に対しては、各支援機関との連携、役割分担を行い継続した支援を行いました。

健康づくりの推進については、市民の健康づくりを一体的に推進する拠点として保健センター「らふる」を整備したほか、ウォーキングの推奨や民間企業等との連携による意識啓発、及び各種健（検）診等による生活習慣病予防、市民のフレイル予防活動の促進に取り組みました。

高齢者の暮らしを支える取組については、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを充実させました。また、コロナ禍ではありましたが、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、多くの地域住民や事業所とともに「ほっとあんしんネットワーク模擬訓練」に取り組みました。

障害のある人への支援については、行政や障害福祉関係者のネットワークにより、障害への理解促進に向けた普及啓発を進めるとともに、発達障害の子を持つ保護者等への支援を行いました。あわせて、東京 2020 パラリンピックを契機として、障害のある人への理解促進やパラスポーツの普及促進に取り組みました。

この他、国民健康保険や高齢者医療制度、生活保護など社会保障制度の安定的な運営を進めるとともに、生活困窮者の経済的・社会的な自立支援に向け、相談体制や支援サービスの充実を図りました。

【くらし】

魅力ある都市空間の形成については、人口減少や少子高齢化が進む中、利便性が高く、効果的・効率的な都市経営を実現し、長期的に都市の活力が維持できるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えによる取組を進めました。あわせて、若者が主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりや、まちなかの空き店舗の活用に向けた取組を進めました。また、延命公園周辺地域において、総合体育館や動物園の整備と合わせ、癒やしと憩いの交流空間としての延命公園の魅力向上及び一体的な整備を進めました。

地域交通については、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築に向け、公共交通空白地域において乗合タクシー等による実証実験を行い、玉川校区では予約型乗合タクシーの本格運行が開始されました。また、新大牟田駅と中心市街地を結ぶ新たな交通手段の構築に向けてバスやタクシーを活用した実証実験を実施したほか、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進を図る取組を実施しました。

住宅・住環境については、東部地区市営住宅の計画的な建替えや橋市営住宅などの改善工事を行うことにより、住環境の改善や建物の長寿命化を図りました。また、空家対策では、空家セミナー等を開催し、所有者等の当事者意識の醸成に取り組むとともに、老朽危険家屋の除却を促進しました。

衛生的な生活環境の整備については、子どもたちに美しい川や海を残すため、生活排水対策の広報・啓発の充実に取り組むとともに、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えに対する支援の強化を行いました。また、地域脱炭素社会の実現に向けて、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、家庭や事業者の脱炭素化に向けた取組を支援しました。

ごみ減量化・資源化については、有料指定ごみ袋のサイズ及び価格を見直し、プラスチック製容器包装の分別などに取り組むことで、ワンサイズ小さいごみ袋への切り替えを促す「ごみダイエット」を推進しました。また、新たなごみ処理施設建設に向けた取組を進めています。

【あんしん】

市民の生命、身体及び財産を守り、安心して安全に暮らせるよう、防災や減災、防犯、交通安全、消費者トラブルなどへの対策に取り組みました。

事故・犯罪の未然防止については、高齢運転者の免許証自主返納支援に取り組むとともに、警察や防犯協会、交通安全協会、安心安全まちづくり推進協議会などの活動団体と連携し、地域安全活動の推進に取り組んでいます。また市民や警察、関係団体等との連携・協力により暴力団排除に取り組んだ結果、暴力団本部事務所が

撤去されました。

防災・減災については、令和 2 年 7 月豪雨災害を受け設置した、「令和 2 年 7 月豪雨災害検証委員会」の提言に基づき、排水対策基本計画の策定をはじめ、流域治水を踏まえたハード・ソフトの両面から効果的・効率的な浸水対策に取り組んでおり、河川や水路の改修及び雨水排水施設の整備やため池の有効活用による対策を進めています。あわせて、大きな被害を受けた三川ポンプ場の整備やその他下水道施設の耐水化を進めるとともに、新たに排水ポンプ車を導入しました。また、防災専用の情報ネットワークシステムを構築したことで、カメラの映像や水位計の水位データを災害対策本部において常時監視することが可能となったほか、市内の被害状況や避難所の混雑状況等を防災専用ホームページ「大牟田市防災リアルタイム情報」により市民に広く周知できる環境を整備しました。さらに、令和 2 年 7 月豪雨災害における浸水マップをはじめ、防災ハザードマップや防災ガイドブックの作成、市民・地域との協働による防災訓練や防災士の養成などに取り組みました。

消防については、住宅防火対策、防火対象物の安全対策、予防救急を推進することで災害や事故等の未然防止に取り組みました。あわせて、消防団員の加入促進や装備品の充実を図ることにより、消防団組織の充実・強化に取り組むほか、消防水利の整備を推進しました。

水道については、安全で良質な水の供給を行うため、延命配水池の耐震化及び配水管の更新を進めるとともに、水道水の安全性等に対する市民理解の向上に取り組みました。

【計画の実現に向けて】

市民との協働については、協働のまちづくり推進条例に基づき、校区まちづくり協議会をはじめとする地域コミュニティ組織へ支援を行うとともに、校区まちづくり交付金制度の見直しや今後の校区まちづくり協議会のあり方の検討を行いました。また、市民活動等多目的交流施設を拠点とした、市民活動の活性化やネットワーク化を図りました。

シティプロモーションについては、市内外に対し、メディアや SNS の活用、イベントの開催等による積極的な情報発信を行うことで、本市の知名度向上とイメージアップを図りました。あわせて、移住定住の促進に向け、移住定住サポート会議による移住希望者へのお試し居住の提供や移住相談の実施、及び移住者への支援制度の充実を図りました。

行財政運営については、令和 2 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、国や県の財政支援を最大限に活用することで、安定的な財政運営を図るとともに、行政評価などの行政マネジメントシステムを活用し、成果重視

型の行政運営を進めました。あわせて、行政運営に支障を来たさない執行体制を維持できるよう、計画的な人員確保を図りました。さらに、市庁舎の整備については、「新・庁舎整備に関する基本方針」を策定し、「新庁舎の整備」と「本館の利活用」についてそれぞれ検討を進めていくこととしました。なお、新庁舎の整備については、令和 10（2028）年度の建設開始を目指すこととしました。また、広域連携については、柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町の 3 市 2 町と有明圏域定住自立圏を形成し、圏域住民の生活に必要な生活機能の強化や魅力ある圏域づくりに取り組みました。

行政サービスの利便性向上については、来庁しなくても手続きができる市役所、来庁してもわかりやすく便利な市役所を目指し、電子申請システム等による行政手続のオンライン化を進めています。また、死亡後の手続のワンストップ案内やキャッシュレス決済の導入、市民課窓口業務の一部について民間活力導入などによる「市民にやさしいスマート窓口」を推進しました。あわせて、マイナンバーカードの普及促進に向け、各地区公民館や大型商業施設等での出張申請受付に取り組むほか、国のマイナポイント事業と合わせて独自のキャンペーンに取り組みました。

【令和 2 年 7 月豪雨災害への対応】

令和 2 年 7 月豪雨災害への対応については、発災直後から被災者及び事業者の支援や被災箇所の復旧工事に取り組みました。

被災者支援については、災害ボランティアセンター等と連携するとともに、市営住宅や民間賃貸住宅の一時提供や住宅再建等に対する経済的支援を行いました。また、継続した取組として地域支え合いセンターの相談員の訪問等による生活再建に向けた総合的な支援を行ったほか、被害を受けた農地やがけ地の復旧支援に取り組みました。

事業者支援については、災害の影響により売上が減少した、あるいは、施設・設備に被害が生じた事業者への相談対応や経済的支援に取り組みました。

そのほか、学校や公民館及び道路や河川等の復旧工事に取り組むとともに、災害廃棄物の受入及び処理、公費解体制度による被災家屋の解体撤去を行いました。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症への対応については、医師会をはじめ関係機関の協力を得ながら、ワクチン接種を推進するとともに、国・県の支援とあわせて、様々な感染防止対策・生活支援に取り組みました。

感染拡大防止対策については、地区公民館や小・中・特別支援学校などの公共施設における感染防止対策を講じるとともに、医療機関や高齢者施設、幼稚園・保育

園等が講じる感染防止対策を支援しました。また、食料等の調達困難な自宅療養者への生活物資の提供等を行いました。

市民生活支援については、就業に影響を受けた人を対象とした緊急雇用、新生児を育てる家庭やひとり親家庭への経済的支援、全市民を対象とした水道料金の減免措置等、及び小・中・特別支援学校の給食費の保護者負担の軽減などに取り組みました。

事業者支援及び地域経済の活性化については、中小企業等に対する経済的支援や飲食店などの事業者に対する感染防止対策への支援とともに、プレミアム付き商品券の発行支援などにより、地域経済を下支えするための取組を進めました。

そのほか、児童・生徒等の学習機会の確保に向け、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの配置、近隣自治体との共同によるありあけ圏域電子図書館の開設などに取り組みました。

IV 本市を取り巻く社会背景と課題

これから10年間のまちづくりを進めるにあたり、時代の潮流や本市を取り巻く状況など、社会背景と課題として押えておくべきポイントを6項目設定し、以下のとおり整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化と地方創生

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しています。出生数の減少は急速に進んでおり、2015年に100万6千人であった年間出生数は、2022年には79万9千人となり、1899年の統計開始以来、最少を記録しました。

出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、令和12(2030)年から令和17(2035)の間には、全ての都道府県で人口減少が始まるとされています。あわせて、未婚化・晩婚化や経済的理由を要因とした出生数の低下に加え、平均寿命の延伸による高齢者人口の増加もあいまって、少子高齢化が進んでおり、人口構造も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、社会保障制度の見直しの検討が進められており、今日最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力で推進することだとされています。

また、国全体における人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、労働生産性の格差といった課題の解決に向けて、国は令和3年(2021年)にデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル技術を活用した地方創生に取り組むこととしています。今後、国と地方は役割を分担しながら、東京圏への過度な一極集中を是正して多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題解決を成長の原動力とし、地方から全国へボトムアップすることが求められています。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進む中においては、「若い世代に如何に大牟田市に住んでもらうか」といった視点により、ハードとソフトの両面から人口減少対策に取り組んで来ました。

今後も引き続き、国や県の動向を鑑み、人口の自然減や社会減への的確な対応を図るとともに、本市の定住人口、交流人口の増加と合計特殊出生率のさらなる向上や、デジタル技術を活用した社会課題の解決・地域の魅力向上などの地方創生に取り組むことが必要です。

(2) 持続可能な社会の実現

SDGsは、2030年に向けて国際社会が持続可能な開発のために取り組むべき人間、地球、豊かさ、平和のための目標です。その達成に向け、国際社会のパートナーシップにより、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO等)の役割を重視

し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

また、世界の国々においては、2050年までのカーボンニュートラル（※1）を目指すことが目標として掲げられており、我が国においても、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されています。

この目標の達成のためには、国のみならず自治体も含めて協力して行動する必要があります。特に、我が国の温室効果ガス排出量は、消費ベースで約6割を家計が占めており、大量生産・大量消費・大量廃棄から適量生産・適量購入・循環利用へと、国民一人一人のライフスタイルの転換が必要とされています。

さらにDXの活用などにより、将来世代が安心して暮らすことができるグリーン社会を目指す必要があります。

これまで本市においては、石炭産業の隆盛の一方で、長期にわたる公害問題を抱え、それを克服してきた経過があり、現在も環境負荷軽減に向けた取組を進めています。現在は、環境保全や環境負荷低減に向けた取組とともに、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めています。あわせて、全ての市立の小・中・特別支援学校がユネスコスクールに加盟し、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しており、持続可能な社会の創り手の育成を進めています。

今後もこれらの取組をはじめ、本市における各施策の推進にあたり、SDGsとの関連を意識しながら、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要となっています。

※1 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

(3) 経済環境の変化と技術革新・人への投資

我が国の経済は、平成24(2012)年11月を底に緩やかな回復基調が続いていました。しかし、令和2(2020)年1月に我が国で確認された新型コロナウイルス感染症に対し、経済社会活動の抑制により感染拡大に対応せざるを得ず、国民生活全般に大きな影響を与えてきました。

令和2(2020)年末以降は、欧米諸国を中心にワクチン接種が進み、経済社会活動の正常化に向けた取組が進む中景気が世界的に同時に持ち直したことにより、需給がひっ迫し、原材料価格や賃金が上昇傾向となりました。さらに、令和4(2022)年2月に始まったロシアのウクライナ侵略が原材料価格の高騰に拍車をかけ、インフレへの対応が世界的な課題となりました。

このような中、我が国では、原材料価格の高騰等に伴う世界的な物価上昇と海外へ

の所得流出という新たな試練を迎えており、これとともに、人口減少に伴う労働力不足や気候変動問題などの様々な社会課題の解決に向けた取組を付加価値創造の源泉として位置付け、課題解決と経済成長を同時に実現していくことが求められています。

そこで、国においては、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であるとし、民間投資の喚起により生産性を向上させ収益・所得を増やすとともに、「人への投資」を拡大し、次なる成長の機会を生み出すこととされています。その具体的な方策として、社会全体における学び直し（リカレント教育）の促進をはじめ、短時間勤務やテレワークなどの多様な働き方の推進、イノベーション人材の育成などの新たな時代に対応する質の高い教育の推進、さらには、量子・AI・バイオテクノロジー・医療分野における官民連携による投資の拡充、スタートアップ（新規創業）に向けた新たな資金調達の仕組みづくりや人材育成などに取り組むこととされています。

一方で、九州においては、熊本県への大手半導体企業の進出を契機として、半導体に関連する企業の進出が活発となっているほか、さらなるサプライチェーン強化のため、半導体関連をはじめ様々な設備投資が行われています。

本市においては、さらなる地域経済の活性化に向け、イノベーション創出拠点「aurea」を中心とした IT 関連企業の誘致やデジタル人材の育成、地域企業のデジタル化や技術開発の支援、地域の ICT 化を推進するためのボランティア（インフォナビゲーター）の養成・育成研修などの様々な取組を充実させる必要があります。

(4) 誰もが分け隔てなく生活し、支え合う、地域共生社会づくり

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等子どもを取り巻く状況も深刻で、その対応が喫緊の課題となっています。このため国では、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、子どもに関する取組・政策を総合的に展開していくとされています。

また、少子高齢化や核家族化により、地域のつながりや家庭の機能の低下が生じてくる中、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増加しており、今後は、地域を基盤として人と人とのつながりを再構築するとともに、公的支援も地域の実情に応じて、子育て・高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しうるよう変わっていく必要があります。あわせて、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、私たちみんなで子どもたちを見守り、育んでいくことが必要です。

そこで、公的支援における制度や分野ごとの縦割り、さらには「支え手」「受け手」

という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

さらに近年では、年齢や性別、国籍、障害の有無など、人の多様性を尊重し、誰もが分け隔てなく生活し、精神的及び身体的な能力等を発揮できる「インクルーシブ」という概念が広がっており、教育や福祉、就労をはじめ、サービスの提供やデザインなど様々な場面で取り入れられつつあります。

本市においては、要配慮者に対する見守りやふれあいサロン活動、「大牟田方式」と呼ばれる地域認知症支援の取組をはじめ、子ども・高齢者・障害者などの分野を超えて、相談・支援ができる環境を整えるとともに、各支援機関との連携のもと、継続した支援を行っています。今後もあらゆる主体がまちづくりへ参加及び連携・協働し、互いに支え合いながら継続的な活動を行うことが重要となっています。

(5) 安心安全なまちづくり

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生しています。平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 28（2016）年の熊本地震をはじめ、令和元（2019）年の房総半島台風や東日本台風により大規模な被害を受けました。地球温暖化などの気候変動により、今後も災害の激甚化が予想されます。

また、令和 2（2020）年にわが国で確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生命や生活のみならず、経済、社会など多方面に影響を及ぼしています。今後も人の移動や物流の増加および広範囲化、高速化により、感染症が世界的に流行する危険性が懸念されています。今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症は、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」とされおり、人と動物の健康と環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るワンヘルスの考え方が必要とされています。

さらに、高齢者や子どもが犯罪や事故に巻き込まれるなど、全国的に安全を脅かす事件等は後を絶たず、不安を抱く人が少なくありません。こうした状況から、犯罪や事故から市民を守る取組や、声かけや見守りといった日常における地域住民同士のつながりが改めて見直されています。

このため、本市においては、令和 2 年 7 月豪雨を機に策定した排水対策基本計画に基づき、ハード・ソフトの両面から効果的・効率的な浸水対策を実施し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、福岡県や医師会等の関係機関と密な連携を図りながら、健康危機管理体制をはじめ、感染症の発生予防やまん延防止に向けた取組の継続が求められています。また、市民や警察、関係団体等との連携・協力により、防犯や事故防止等に係る取組の一層の推進が必要です。

(6) 人口減少時代に求められる自治体行政

総務省の地方制度調査会では、2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、必要な地方行政体制のあり方について、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があり、新型コロナウイルスなどの感染症のリスクにも適応した社会システムへと転換していく必要があると提言されています。

その実現のためには、社会全体で徹底したデジタル化により、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減を進めるとともに、自治体におけるDXを推進し、行政サービスの提供体制を平時からスマートなものへと変革し、デジタル社会の基盤となるサービスを提供していく必要があると示されています。

あわせて、地域社会において、今後様々な資源制約に直面する中、住民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化していく中であって、個々の市町村が文化、教育、福祉などの公共サービス提供のための施設等を全て自ら整備し、保有するのではなく、相互に補完するなど、圏域単位等による自治体間で、有機的に連携することで、都市機能等を維持確保していく必要性も示されています。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進むことにより、市税をはじめとする財政収入の減少や社会保障費の増加とともに、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されると見込まれています。このため、PDCAサイクルによる不断の施策・事業の見直しを進めるとともに、大きな情勢の変化を見据え、職員の能力開発や資質の向上、組織のスリム化、デジタル化や民間活力の導入等の様々なツールを最大限に活用し、限られた経営資源のもと、行政サービスを持続して提供できる市役所を目指す必要があります。

さらには、様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民との適切な役割分担による協働のまちづくりの推進、アイデアやノウハウ、資金などの民間活力の導入などが重要となっています。加えて、重要港湾である三池港や九州佐賀国際空港などの交通結節点を結ぶ有明海沿岸道路の延伸が進んでおり、こうした広域的な交通ネットワークを活用したさらなる人流や物流の活発化が期待されています。あわせて、本市と周辺自治体がそれぞれの地域資源を活かし、有明海沿岸地域のポテンシャルをさらに高め、地域全体の活性化につなげていくことが今後ますます重要となります。そのため、有明圏域定住自立圏の自治体をはじめ有明海沿岸の自治体との連携を一層深めながら、各自治体における行政サービスの維持・向上と地域の活性化を図ることが求められています。

V 目指す都市像と基本目標

目指す都市像と基本目標は、市民と行政がともにまちづくりを進めるにあたり、まちのあるべき姿や望ましい姿をあらわすものとして掲げるものです。

(1) 目指す都市像

これからの新しい時代においては、これまでのまちづくりの経過を踏まえつつ、このまちに暮らす人が、生まれ、育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、新しい視点や発想を取り込みながら、持続発展可能なまちづくりを進めていくことが求められています。あわせて、有明海沿岸道路をはじめとする地域高規格道路の開通により、九州佐賀国際空港も含めた広域的な交通ネットワークが形成され、人流や物流の更なる活発化が期待されており、県を超えた広域連携による地域活性化が今後ますます重要となっています。

そこで、「人づくり」をまちづくりの基本としつつ、新興感染症の拡大や豪雨災害といった困難な状況においても決してくじけない、明るく未来志向の市民の力と思いを、このまちの将来に向けた飛躍の力（バネ）とし、全市的な災害対応力の向上と、次代における新たな価値の創造と発信により、これからも有明海沿岸地域のリーディングシティとして発展していくため、本市の目指す将来の都市像を次のとおり定めます。

元気あふれる 安心快適な未来価値創造都市 おおむた
～ 有明海沿岸地域のリーディングシティ ～

(2) 基本目標

<基本目標1 未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち>

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。

そのため、安心して子どもを産むことができ、育てやすい環境を整えるとともに、家庭や地域、学校において、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力が生まれ、未来の大牟田を担う人が育つまちを目指します。

<基本目標2 新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち>

本市には、これまでの歴史で培ってきた産業の集積、本市固有の財産である大蛇山や近代化産業遺産群、鉄道や道路などの広域交通ネットワーク、さらには、有明海や三池山などの豊かな自然があります。また、デジタル化や技術の進展により、生産性の向上や省エネ・脱炭素化など産業の抱える課題の解決や新たな製品やサービスが生み出されることが期待されています。

そのため、これらの地域資源を活かしつつ、デジタルなどの技術導入を推進し、様々な産業において新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き続けることができ、にぎわうまちを目指します。

<基本目標3 誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち>

自助、共助、公助の視点で、様々な主体が連携し、心身や経済の状況に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みをつくっていくことが必要です。また、活力ある地域社会を維持していくためには、すべての市民がその生涯を通じて健康であることが重要です。

そのため、誰もが社会に参加することができ、共に支えあい、生きがいを持って健康に暮らし続けることができるまちを目指します。

<基本目標4 人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち>

市民にとって利便性が高く、良好な都市基盤の整備を進め、長期的に都市の活力を維持していく必要があります。また、豊かな自然と都市環境の中で、環境負荷の低減や自然環境の保全を通し、将来にわたって持続可能な環境を残していく必要があります。

そのため、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を送ることができるコンパクトな都市づくりを進めるとともに、環境保全行動の促進やごみの減量化・資源化を通じた都市と自然が調和した快適なまちを目指します。

<基本目標5 災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち>

近年、日本や世界の各地で大規模な自然災害が発生しており、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための対策は欠かすことのできないものです。また、消防体制の充実、犯罪や交通事故の防止などの暮らしの安全確保、生活に必須である水の供給なども欠かすことはできません。

そのため、災害に強く、犯罪や事故の少ない、市民が安心して安全に暮らせるまちを目指します。

<計画の実現に向けて>

今後のまちづくりを進めるにあたっては、少子高齢化や人口減少の進行、市民ニーズの多様化・複雑化など、本市を取り巻く状況の変化に柔軟に対応していく必要があります。

そのため、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるとともに、市内外への積極的な情報発信、近隣自治体との連携の強化、自動化・省力化に向けた行政のデジタル化等を図ることで、効果的・効率的で安定した行財政運営を行うことができるまちを目指します。

VI 人口

日本の総人口は、平成 20（2008）年から減少局面に入っており、今後、さらなる人口減少は避けられないと予測されています。

人口は、今後のまちづくりの方向性を検討する際の重要な指標です。人口減少は、地域における消費量や消費額が減少し、地域の経済活動が縮小するのみならず、それに伴う税収減による行政サービス水準の低下につながります。また、地域のあらゆる活動の担い手の不足により、地域コミュニティの機能低下や生活関連サービスの縮小などにつながるなど、市民生活に様々な影響を与えています。

本市の人口は、昭和 30 年代半ばに 21 万人近くまで達しましたが、以降、減少が続いており、令和 2（2020）年の国勢調査では、111,281 人となりました。

こうした人口減少の主な要因は、基幹産業の衰退等により、市外への転出が市内への転入を上回る社会動態の減でしたが、平成元（1989）年からは、死亡数が出生数を上回る自然動態の減による影響も加わっています。

近年における人口動態については、10 年ほど前まで 1,000 人を超えていた年間の社会動態の減少数が、この数年はおよそ 200～500 人程度となるなど改善傾向にあります。また、少子高齢化に伴って出生数が減少し、死亡数は増加していることから、自然動態の減少幅は拡大傾向にあり、高齢化率は 37.6%（令和 4（2022）年 10 月現在）と国や県の 20 年以上先を行くような状況にあります。一方で、本市の合計特殊出生率は、平成 17（2005）年以降は上昇傾向が続いており、令和 2（2020）年は国の 1.33 や福岡県の 1.41 を上回る 1.53 となるなど、国・県より高くなっています。

こうした状況にあるものの、平成 30（2018）年 3 月に出された国立社会保障・人口問題研究所の推計（国勢調査人口、中位推計）によれば、本市の令和 22（2040）年の人口は、82,171 人まで減少するとされています。しかしながら、平成 25（2013）年 3 月時の本市の令和 22（2040）年の推計人口 78,862 人より上振れし明るい材料も出てきています。

本市の人口減少が今後もこのように推移していくと予測される中、人口減少をより緩やかにするには、人口移動の改善や合計特殊出生率の向上はもとより、次世代を育む若い世代の増加に取り組むことが必要となります。そこで、国全体で人口減少を喫緊の課題と捉えた更なる施策の充実が図られることを鑑み、2035 年の人口を 10 万人と想定し、その実現に取り組んでいくこととします。

Ⅶ 都市像実現のために取り組む施策

(1) まちづくり総合プラン施策体系図

大牟田市まちづくり総合プランにおける目指す都市像や基本目標に基づき、それぞれの分野を体系的に示すと、下記ようになります。

第1編

未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち

- 【第1章】 安心して出産・子育てができる環境づくり
- 【第2章】 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成
- 【第3章】 高等教育機関等との多様な連携や交流の推進
- 【第4章】 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成
- 【第5章】 スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり
- 【第6章】 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり
- 【第7章】 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

第2編

新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち

- 【第1章】 持続的に発展する地域産業の振興とイノベーションを生み出す新産業の創出
- 【第2章】 広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興
- 【第3章】 豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

第3編

誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- 【第1章】 一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり
- 【第2章】 誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進
- 【第3章】 高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり
- 【第4章】 障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

第4編

人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち

- 【第1章】 快適で魅力ある都市環境と良好な都市景観の形成
- 【第2章】 利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実
- 【第3章】 人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用
- 【第4章】 豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり
- 【第5章】 環境にやさしい資源循環型の社会づくり

第5編

災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち

- 【第1章】 防災・減災対策の推進
- 【第2章】 消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進
- 【第3章】 事故や犯罪のない地域づくり
- 【第4章】 安全な水の安定的・持続的な供給

計画の実現に向けて

- 【第1章】 市民と行政がともに進めるまちづくり
- 【第2章】 まちの魅力アップと市内外へのプロモーション
- 【第3章】 健全で効果的・効率的な行財政運営
- 【第4章】 行政サービスの利便性向上

(2) 基本目標達成のための施策

第1編

未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち

【第1章】安心して出産・子育てができる環境づくり

【第2章】持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

【第3章】高等教育機関等との多様な連携や交流の推進

【第4章】学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成

【第5章】スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

【第6章】郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり

【第7章】人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

第1章 安心して出産・子育てができる環境づくり

【基本方針】

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせる環境をつくりまします。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

【現況と課題】

- 令和5年4月に、子ども施策を社会全体で総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が施行されました。地方公共団体は、子どもの状況に応じた施策を策定・実施するとともに、子ども施策の策定等にあたって子どもや子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じ、若者や子育て世代が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備を進めることが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦や子育て家庭を支える力が弱くなっています。また、虐待・貧困・ヤングケアラー（※1）など子どもの置かれている状況は深刻化しています。そのため、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちづくりを市民が一体となって推進していく必要があります。本市においても、子ども・子育て応援条例を制定し、まち全体で子ども・子育て施策を推進することとしています。
- 令和4年6月に児童福祉法が改正され、各自治体において子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、相談支援体制を一層充実させていく必要があります。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたり保健や医療、福祉等の連携による切れ目ない支援を行っています。核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。今後も、関係機関等とのさらなる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図るとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育所等については待機児童ゼロを維持しています。一方で、学童保育所・学童クラブでは待機児童が生じていることから、働きながら子育てしやすい環境づくりに向け、施設の整備をはじめ学童保育所・クラブの待機児童対策を進めています。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援、さらには近年全国的に増加している児童虐待事案への対応等個々の状況に応じた支援や相談体制の充実が求められています。
- 経済的不安や結婚観の変化、出会う機会の減少等により、未婚化・晩婚化が進行する中、事業者や団体等による出会いの場の創出により、結婚をサポートする取組が広がっています。そうした中、個人の選択や価値観は尊重しつつ、結婚を望む人の希望が実現できるような支援が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

（視点 2）子育てがしやすい環境づくり

子育てに伴う保護者負担の軽減や働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けて、子どもや家庭の実情に応じた柔軟な子育て支援の充実に取り組みます。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

（視点 3）様々な家庭への子育て支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待への相談・支援の充実を図ります。

（視点 4）結婚の希望に向けた支援

事業者や団体等と連携しながら、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりに取り組みます。

※1 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子どものこと。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の育ちや教育に影響を及ぼすことがある。

第2章 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

【基本方針】

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成します。

そのため、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、安心して学べ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、児童生徒の豊かな学びを実現できるよう、学校教育環境を充実させます。

【現況と課題】

- 近年の全国学力・学習状況調査の結果から見た本市の児童生徒の学力は、課題があることから、個々の学力の実態に応じた指導を行い、学力の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲を高めていく必要があります。
- 不登校児童生徒は、近年、増加傾向にあることから、教育相談体制の拡充等を進めてきました。今後も、児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援を一層充実させる必要があります。
- 全ての中学校区に小中一貫教育制度の導入を進めています。令和5年度に制度を導入した宮原中学校区では、学力向上や中1ギャップの解消などの効果も見られています。今後、各中学校区への制度導入後は、学習指導や生徒指導などの面で導入効果の検証等を丁寧に行いながら、教育活動の充実を図る必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成に取り組んできました。また、中学校区単位でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めており、地域学校協働活動との一体的な推進を図りながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する必要があります。
- 各学校は、ユネスコスクールとして、10年以上にわたり、持続可能な開発のための教育（ESD）を実践してきました。今後も引き続き、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動できる児童生徒を育成していく必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、特に小学校の小規模化が進行しており、適正規模・適正配置の観点から小学校の再編を進めるなど、より望ましい教育環境を整備する必要があります。
- 学校再編との整合を図りながら、学校施設の長寿命化改修、空調設備設置等を進めています。今後は、安全・安心かつ環境にも配慮した学校施設の整備に取り組む必要があります。
- 教職員の資質・能力の向上や指導体制の充実を図るため、教育課程の見直し等を行ってきました。今後も、教職員が本来の業務に専念できるよう、ICTの活用などにより、学校運営の一層の見直しを進める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

（視点 2）安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

（視点 3）地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

（視点 4）学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT 環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

第3章 高等教育機関等との多様な連携や交流の推進

【基本方針】

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

そのため、高等教育機関等との連携を進めながら、専門的で高度な教育を受ける機会を確保するとともに、高等教育機関等の持つ知見を地域課題の解決に活かしていきます。さらには、まちづくりに高等教育機関等の学生等の参加を促すことを通して、まちを支える人づくりを促進します。

【現況と課題】

- 国においては、地方創生をより一層推進する観点から、地域と連携した課題解決や地域産業を担う高度な地域人材の育成等に取り組む高等教育機関への支援の強化、雇用創出・若者定着に向けた取組が進められており、高等教育機関がまちづくりに幅広く貢献していくことが求められています。高等教育機関は、地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤となるものであり、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保や人材の育成、地域課題の解決、市内への若者の定着促進を図るためには、高等教育機関と行政等の連携協力の強化が不可欠となっています。
- 高等学校においても、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、地域課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした「総合的な学習（探究）の時間」を設けることとされています。自己の在り方・生き方と切り離せない課題を、自ら発見・解決できる人を育成していくためにも、様々な機会を通じて高等学校のニーズを把握し、連携を深めるとともに、本市のまちづくりへ生徒が主体的に参加できるよう、情報提供の工夫と参加機会の充実が必要です。
- 本市には、帝京大学福岡キャンパスや有明工業高等専門学校をはじめ、4校の公立高等学校、3校の私立高等学校が立地し特色ある教育が実施されています。高等教育機関等の存在は、本市の教育水準の向上や教育を受ける機会の多様化に寄与するとともに、高度な専門教育による優秀な人材の輩出や地域の活性化等が期待されることから、今後も多様な学びの場の確保や充実が望まれます。
- 本市は、帝京大学、久留米大学、日本経済大学、有明工業高等専門学校等と連携協定を締結し、教育や健康・福祉、就職促進、空家活用などにおける連携を進めてきました。あわせて、市外の高等教育機関等が本市をフィールドとした調査・研究を行う際の支援を行うことにより、本市の地域課題の解決に向けた実証実験等の取組が実施されました。今後も高等教育機関等が持つ専門性、知見を様々なまちづくりの分野に活かしながら、さらなる連携へとつなげていくことが期待されています。
- 帝京大学における学生ボランティアによる活動や、有明工業高等専門学校における空家の調査や利活用、市営住宅のコミュニティ活性化などへの取組、さらには、各高等学校の学生が主体となり、まちの魅力をPRする活動等が進められています。こうした取組は、本市のまちづくりの一翼を担うとともに、本市への愛着を醸成するなど、まちを支える人づくりに寄与することから、そのような機会の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）高等教育機関等との連携の推進

高等教育機関等の持つ知見による地域課題の解決や地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、同機関等が持つ教育資源の有効活用や人的な交流を通じた連携強化に取り組みます。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

（視点 2）学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

第4章 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成

【基本方針】

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、ともに学び続け、自ら行動する担い手がはぐくまれるまちを目指します。

そのため、次世代を担う子どもたちが将来においての自己実現ができる取組、学びを通じて人々のつながりを作り出し、持続的な地域コミュニティを支える人づくりを進めます。

【現況と課題】

- 将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを地域や社会全体で育てるため、本市では、子どもや中高生、若者を対象とした他者との協働、体験活動を通して、将来における自己実現ができる取組や、まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めており、今後も取組の充実が求められています。
- 一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための目標や学びである SDGs/ESD は、人生100年時代において、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後も、地区公民館を中心に学校や地域と連携しながら、積極的に事業展開することが求められます。
- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化、障害者や高齢者等に関する課題が顕在化・複雑化しています。そのため、地域が直面する課題を把握するとともに、地域づくりにつながる学習活動や住民のニーズに合った事業の展開、だれもが地域活動ができる社会教育施設等の機能向上が必要です。
- 本市の社会教育施設である地区公民館は、市内7カ所に設置され、市民の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行っています。一方で、施設の老朽化や他の施設との機能の重複がみられることから、中学校の再編計画や新たな公共施設の建設・廃止などの動きを注視しながら見直す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、情報端末やインターネットを活用するなど学習活動においてもデジタル化が進んでいます。本市では、R3年度に社会教育施設の全館Wi-Fiを整備しましたが、今後も住民のデジタルリテラシーの向上を目指すため、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく気軽に学ぶことができる環境整備や学習活動・地域活動等の情報発信を行うことが必要です。
- 本市における非行率は、以前は全国や福岡県の平均を大きく上回っていましたが、教育機関や関係団体等の取組により年々減少し、現在は国や県の平均以下になるなど大きな改善が見られます。一方、SNSに起因するいじめや依存の問題をはじめ、犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しています。このような多様化する問題に対し、非行防止や被害防止のためには、広報啓発や環境浄化などによる少年の健全育成に向けた取組の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）次世代を担う子どもを地域や社会全体ではぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

（視点 2）SDGs/ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、SDGs/ESDの視点を持った取組を展開することで、自ら行動する意欲や地域で活動する力をはぐくむ「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、それにより地域が直面する課題を発見・共有し解決していく持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

（視点 3）学習環境の整備・充実

様々な人が学習情報を入手しやすいよう、情報発信を工夫するとともに、対面だけではなく、オンラインを活用した学習の場を提供します。さらに、市民がいつでも、どこでも学習活動を行えるよう環境整備を図り、学んだ成果を社会に還元させる「知（学び）の循環」の仕組みづくりとともに、生涯学習、ボランティア活動、地域活動に参加してもらうような取組を促進します。

（視点 4）社会教育施設の機能向上

様々な人の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行うため、社会教育施設の今後の在り方を検討するとともに、施設の機能向上を進めます。

（視点 5）青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導や環境浄化などの健全育成活動により、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、SNSに起因するいじめや依存防止のための適正利用や被害防止の啓発について、関係機関などとの連携を強化しながら取り組みます。

第5章 スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

【基本方針】

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのために、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

【現況と課題】

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、スポーツ大会・イベント等の開催やスポーツツーリズムの推進等によって、地域のコミュニティづくりやまちの活性化などに多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。運動・スポーツの実施率は、国・県と比べて低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが必要です。
- 本市では、平成2(1990)年にスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。一方で、少子化に伴い、地域に密着したスポーツ少年団においては、団員が減少し、中学校の部活動においては、希望する部活動が選択できない状況が生じています。また、スポーツクラブの運営においては、会員の確保、指導者の高齢化に伴う後継者の確保、活動場所の安定的な確保等が課題となっています。
- (令和6年4月オープン予定の)総合体育館の利活用については、周辺の延命公園や動物園との相乗効果が期待でき、スポーツ施設としてだけでなくさまざまな機能が望まれており、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用しやすい環境を整える必要があります。
- 本市には総合体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、一部の老朽化したスポーツ施設については計画的な改修が必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）誰もがどこでも気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

子どもから高齢者、障害のある人、健康面に不安がある人や、日頃スポーツに親しみがない人などが気軽にスポーツに親しめる機会づくりを推進します。また、外出が困難な状況になっても、他の人と一緒に活動が実施できるよう、ICT を活用したスポーツの機会創出等に取り組みます。

（視点 2）活気あるスポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みづくりを推進します。また、スポーツ組織・団体の連携を促進するとともに、活動の活性化を図り、スポーツを通したまちづくりを推進します。

（視点 3）スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、指導者の育成やスポーツ情報等の提供など、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

第6章 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり

【基本方針】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

【現況と課題】

- 日本の近代化を支えた産業革命遺産として世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき適切に保存・管理を行うとともに、学校教育との連携や地域との協働による美化活動・イベント等の実施に取り組んでいます。市民全体に世界遺産の特徴や価値について、より分かりやすく広く周知することにより、次世代への継承とまちづくりにつなげることが求められています。
- 文化財については、指定文化財を中心に保存のための整備や啓発活動に取り組んでいます。一方で、所有者・管理者の高齢化等により、地域にある様々な文化財の中には十分に保護管理されていない状況のものもあるため、地域の特徴ある文化財のさらなる保全管理と活用が求められています。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えるものであり、カルタや押し花、漫画や絵本など本市の特色を活かした文化芸術事業に取り組んでいます。一方で、文化芸術団体における会員数の減少や高齢化、活動の担い手不足が進んでいます。文化芸術活動や文化芸術団体の活性化に向け、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取組、さらには担い手を育成する取組が求められています。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが求められています。そうした中、大牟田市と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団は、地方都市では初めてとなる「音楽を通じた魅力あふれるまちづくり推進協定」を締結し、今後は、質の高い音楽文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を推進することとしています。
- 子どもから高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、市民が広く文化芸術活動に触れ、文化芸術を通じて誰もが社会参加できる共生社会の実現に向け、障害のある人の文化芸術活動の推進など多様な文化芸術の取組を進めることで、市民の多様性への理解や相互理解を進めることが必要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有していますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。また、文化施設には人々の居場所として社会参加の機会や出会いの場を創出するなど、新たな役割も求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）まちの歴史や文化を守る・知る・活かす

三池炭鉱関連施設をはじめ、地域に残されている歴史遺産を適切に保存し、郷土の歴史や文化に触れ、遺産の魅力を再発見し、過去・現在・未来とのつながりについて理解を促すとともに、歴史遺産を地域づくりに活用する取組を充実します。

（視点 2）文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもや若者が文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

（視点 3）文化芸術を活用した新たな価値や多様性の創出

文化芸術が生み出す福祉、教育などの様々な分野の価値を人づくりやまちづくりの面で活かすとともに、人々の相互理解や多様な価値観が尊重される取組を進めます。

（視点 4）文化芸術活動への支援、環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援を行います。また、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について検討し、機能の充実を図ります。

第7章 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

【基本方針】

市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権や男女共同参画についての理解を深めるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、だれもが個性と能力を十分に発揮し、ともに支え合い活躍できる社会を目指します。

【現況と課題】

- 同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がいのある人等のさまざまな人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する差別や偏見、あるいは、インターネット上での誹謗中傷、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の人権侵害が深刻化しています。特に、性的マイノリティ(LGBT)等に対する問題に対しては、令和5年6月にLGBT理解増進法が施行され、今後より一層の理解の促進が求められています。
- 平成28(2016)年には、部落差別解消推進法など人権に関する、いわゆる人権3法が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきました。一方で、女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画を進めるための法整備や施策が取り組まれています。一方で、未だ男性が中心となっていることが多く、女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などにおいて調和のとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

（視点 2）人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

（視点 3）男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

（視点 4）男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。

【第1章】 持続的に発展する地域産業の振興とイノベーションを生み出す新産業の創出

【第2章】 広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興

【第3章】 豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

第1章 持続的に発展する地域産業の振興とイノベーションを生み出す新産業の創出

【基本方針】

強い産業競争力を持ち、市場ニーズの多様化や経済のグローバル化に加えて、デジタル化や脱炭素化などに対応し、自発的・持続的な成長を続ける魅力のある企業にあふれたまちを目指します。

そのため、既存企業による技術力や生産性の向上をはじめ、企業誘致やイノベーションの創出、さらには、人材の確保と育成、三池港の利用促進を中心とした貿易の振興に取り組むことで、企業の持続的発展を促進します。

【現況と課題】

- 市内の中小企業が持続的に発展するためには、デジタル化や脱炭素化など経済社会を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、経営の効率化をはじめ技術の高度化、新商品の開発、取引拡大などを図るとともに、それを担う人材の確保や育成が必要とされています。一方、経営資源が限られる個々の企業にとっては、こうした取組を単独で行っていくことに限界があるため、商工会議所をはじめとする関係機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業活動を積極的に支援していく必要があります。
- イノベーション創出拠点「aurea」が令和4（2022）年10月にオープンし、積極的な誘致によりIT関連企業等が進出しています。aureaを核として、交流促進やデジタル人材の育成を進めるとともに、地域企業へのIT導入支援、あるいは周辺の空きオフィス等への誘致等により、新たな技術の導入や価値創造を通じた企業の競争力強化や、さらなるイノベーションの創出が求められています。
- 企業誘致は、新たな雇用の創出、税収の確保、取引の拡大など地域経済の発展に大きく寄与します。企業立地の受け皿となる本市の工場適地が少なくなっていることから、更なる企業の誘致に向け、新たな産業団地を整備する必要があります。
- ハローワーク大牟田管内（大牟田・柳川・みやまの3市）の有効求人倍率は、1.48倍（令和5（2023）年2月現在）（時点修正予定）と高水準が続いており、市内事業所においての人材確保が困難な状況も見受けられます。一方で、本市の高等教育機関等における新規就職者のうち市内企業への就職率は約2割になっていることから、地域企業の人材確保支援とともに新卒者の市内企業への就職を促す必要があります。
- 世界的な港湾混雑による海上運賃の高騰等により、三池港や周辺の港湾（博多港、伊万里港、八代港など）でも国際コンテナ取扱量が減少しています。三池港の利用促進を図るためには、既存航路の週2便化や新規航路の誘致、荷主企業の獲得に向け、更にポートセールスを強化することが必要です。また、国や県による三池港港湾計画における整備事業の早期の実現を働きかけ、企業等のニーズに沿った港湾整備を促進していくことが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）企業の競争力強化

国・県や商工会議所、産業支援機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業が取組む経営の効率化や技術の高度化、販路開拓等を支援するとともに、新たな事業展開や技術の導入、新商品の開発を促進することで、企業の競争力強化やイノベーションの創出を推進します。また、企業成長を支える人材の育成を促進します。

（視点 2）企業誘致による新たな雇用の創出

企業誘致の受け皿となる新たな産業団地適地の整備を進めていくとともに、中心市街地の空きオフィス等を含め、IT 関連企業、研究開発型企业等の誘致の推進等により、若者に選ばれる雇用環境づくりを進めます。

（視点 3）人材確保の支援

将来のまちづくりを担う人材の確保と定住促進に向け、市内企業等の情報を広く発信するとともに、ハローワーク大牟田や市内の高等学校等で構成する人材確保推進事業実行委員会による就業促進事業などに取り組みます。

（視点 4）三池港の利用促進

マイポートみいけ利用促進協議会等と連携しながら、国や県による港湾整備を促すとともに、既存航路の週 2 便化や新規航路誘致、ポートセールスを行い、三池港の更なる利用促進に取り組みます。

第2章 広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興

【基本方針】

観光振興による本市イメージの向上と域内消費の拡大、また、商業振興による地域経済の活性化を目指します。

そのため、地域資源を活用して本市の魅力を上昇させるとともに情報発信を行うことで、本市への来訪及び市内回遊を促し、域内消費の拡大を図ります。また、新規創業の促進や個性豊かで選ばれる店づくりを支援します。

【現況と課題】

- 世界遺産にも登録された三池炭鉱関連施設をはじめ、大牟田市動物園、おおむた「大蛇山」まつりなど本市の地域資源について、後世につなげるとともに、市内外の方にその魅力や価値を伝え、更なる交流人口の増加につなげる必要があります。
- 大牟田市動物園は、「動物福祉を伝える動物園」としての取組が評価されています。そのため、この取組を継続・充実させることで施設の魅力向上につなげていく必要があります。
- 本市には多くの飲食店が集積しており、若手経営者等による趣向を凝らした魅力的な店舗の開店も進んでいます。一方で、来訪者の消費が観光施設内に留まっており、また、滞在時間が短いなどの要因から、観光消費額は、観光入込客数が同程度の近隣市と比べて低くなっています。そのため、観光施設等への来訪者を飲食店等へ回遊を促す施策の展開が求められています。
- 本市の来訪者は、県内及び近隣県からの来訪が多く、周辺の市町とあわせて立ち寄る傾向があります。そのため、近隣市町の来訪者が本市へ立ち寄る誘客の視点を取り入れ、広域連携的視点により来訪者を相互に送客しあう取組や近隣市町等をターゲットとした効果的なプロモーションが重要です。
- インターネットによる通信販売など販売形態の多様化により、地域商業には、消費者に魅力を感じてもらえる付加価値の創出やデジタル技術を活用した販路の開拓など、消費者ニーズを捉えた柔軟な取組が求められています。

【施策推進の視点】

（視点1）地域資源の価値の再認識、磨き上げと活用・受入環境の整備

大牟田にある地域資源を、将来にわたって守り、育てるとともに、魅力を高め、本市のイメージを向上させます。また、地域資源の持つ価値をわかりやすく伝える取組や再認識する取組を推進します。さらに動物園においては、動物福祉を充実させるために必要な施設や来園者の利便性向上のための整備を進めます。

（視点2）民間団体・事業者等との連携による来訪者の域内消費の促進

域内消費の拡大を図るため、本市への来訪者を市内飲食店・物販等へ回遊させる取組を展開するとともに、イベントや食・土産品の開発・販売への支援、ナイトタイムエコノミー（※1）の推進等を図ります。

（視点3）広域連携的視点による誘客と効果的なプロモーション

福岡県や有明圏域定住自立圏等、より広域的な枠組による連携を強化し、誘客を推進します。また、観光ポータルサイトを活用し、目的やターゲットを捉えたプロモーションを一元的に行うとともに、閲覧者層などの分析を行い、来訪者の獲得のほか、消費拡大や再来訪につなげます。

（視点4）個性豊かで選ばれる店づくり

新規創業を促進するとともに、魅力や価値により選ばれる個店づくりへの支援を行います。また、デジタル化や消費者行動の変化に対応する取組や情報発信の充実による事業者の競争力強化を推進します。

※1 夜間の経済活動の活性化による消費拡大のこと。

第3章 豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

【基本方針】

豊かな自然の中で、農産物・水産物を安定して生産できる、持続可能な農業・漁業のあるまちを目指します。

そのため、生産技術指導や生産施設整備等の支援を行うとともに、担い手の育成・確保を図ります。

【現況と課題】

- 本市においては、平坦部や丘陵地、有明海などの豊かな自然の中、水田を活用した米、麦、大豆を中心に、施設園芸のイチゴ、アスパラガス、果樹のミカン、ブドウのほか、畜産、タケノコやノリなど、多様な農林水産物が生産されています。
- 近年、大規模災害の多発や世界情勢等の影響による原油価格、生産資材の高騰により、農業・漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。本市では、農業・漁業ともに従事者の高齢化が進み、担い手不足が課題になっており、中山間地域で、この傾向が顕著となっています。このため、将来の担い手となる新規就業者や後継者等が安心して就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。
- 民間企業や農協等と連携し、高精度な農業機械作業ができる環境を構築するとともに、ICT技術やロボット技術を搭載した農業用ドローンやコンバイン等の農業用機械の導入に対する支援や体験会の実施により、スマート農業を推進しています。スマート技術を導入し、農業・漁業の生産コスト低減を図るとともに、新たな作物の栽培・農商工連携などによる経営の多角化・収益性向上への取組が必要となっています。
- 国内外では、SDGs への関心が高まり、環境重視の動きが加速している中、農業・漁業の現場でも二酸化炭素の削減や化学農薬・化学肥料低減の取組等の環境負荷の少ない持続可能な生産体制の構築が求められています。
- 近年、天候や海況の影響により有明海の水産資源は不安定な状況にあります。このため、ふく砂や放流事業等により有明海の漁場環境の改善を図るとともに、漁業施設整備等への支援により経営の安定化につなげる必要があります。
- 水路・農道・ため池・井堰等は老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも、計画的に施設の改良、整備や廃止等を行う必要があります。また、高齢化等により施設維持や環境保全等の活動が低下傾向にあるため、こうした活動への支援が必要となっています。
- 市内、特に中山間地域では、狭小で不整形な農地があることで生産性が低くなっており、農業者の営農意欲の低下につながっています。そのため、面的な整備に向けた取組が必要となっています。
- 自然環境の変化に加えて狩猟者数の減少に伴い、有害鳥獣による農業被害が出ています。そのため、農家が安心して営農できるよう被害の軽減を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）担い手の育成・確保と経営力の強化

新規就業者が安心して農漁業に取り組めるよう、県や農業協同組合、漁業協同組合等の関係機関と連携し、相談窓口対応や栽培指導等の支援に取り組みます。また、スマート技術を活用した農漁業用機械・施設等の導入支援や農商工連携、ブランド化の推進等による収益性向上に向けた支援等に取り組みます。あわせて、作業効率が高く省エネルギーな機械導入の支援により、生産過程における二酸化炭素削減や化学農薬・化学肥料低減の取組を促進します。

（視点 2）生産基盤整備の推進

農水産物の生産、安定供給を確保するため、老朽化が進む水路・農道・ため池・井堰等の計画的な整備、維持管理や廃止等により、農地の保全に努めるとともに、農地や山が有する国土保全・水源涵養等の多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。あわせて、中山間地域の未整備の農地については、面的な整備に向けた取組を推進します。また、漁業の生産基盤である施設の保全整備を支援します。

（視点 3）有害鳥獣による被害軽減

イノシシ等の有害鳥獣による農産物の被害軽減を図るため、鳥獣侵入防止の施設整備を促進するとともに、捕獲による個体数の調整に努めます。

【第1章】一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり

【第2章】誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進

【第3章】高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり

【第4章】障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

第1章 一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

市民や地域の多様化・複雑化したニーズに対応し一人ひとりが安心して地域で暮らし続けるために、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、市民や地域の多様な主体が地域の中でお互いに見守り支え合う地域づくりとあわせ、身近な相談支援の場を確保し包括的な支援体制を整備します。

【現況と課題】

- 本市においては、高齢、障害、生活困窮など、単独の支援機関では十分に対応できない複合的な課題の解決を図るため、多機関連携等による重層的な支援体制の構築を進めています。一方で、人口減少や少子高齢化により、地域コミュニティや福祉サービスの担い手不足がこれまで以上に深刻化するなど、地域社会の持続可能性が課題になっています。今後も、市民や行政をはじめ、地域コミュニティ組織、団体、事業所等の地域の多様な主体が、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりが尊重され地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。
- 本市では、市民や事業者と協働し、認知症を地域の中で支え見守るための体制づくりなどに取り組み、「高齢者に優しい福祉のまち」として国内外から注目を集めています。これまでの取組を活かしながら、高齢者だけでなく、障害のある人や子育て世帯、生活困窮者など誰もが住みなれた地域で互いが支え合い、助け合いながら、自立して暮らし続けることができるよう取り組む必要があります。また、幅広い社会参加や就労に向けた支援により、社会的孤立を防ぐ必要があります。
- 8050問題（※1）やヤングケアラーなど、分野の壁を越えて対応が必要とされる複雑かつ複合的な課題を抱える住民からの相談が増加しています。だれもが安心して暮らすことができるためには、こうした地域課題、生活課題を住民が主体となり自ら解決していく力を育むとともに、支援者が伴走しながら包括的に支援をしていく相談体制の充実を図り、周知啓発にも注力していくことが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域の中でつながり・支え合う仕組みづくり

地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくりや、地域課題を包括的に受け止めることのできる仕組みづくりを支援します。また、行政や市民、事業所等が一体となって、地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進することで、地域のつながりの再構築を図ります。

（視点 2）誰もが安心して相談できる体制の構築

身近な相談支援の場を確保し、相談内容を問わない相談支援の場の周知啓発のほか、多様化・複雑化している地域住民の生活課題の解決に向け、関係機関との連携や他分野との協働など解決機能を高めていきます。

（視点 3）生活困窮者の自立支援と生活保護等の制度の周知

生活困窮者の自立を図るため、社会福祉協議会などの専門機関と連携して、生活再建に向けた自立相談や家計相談等の伴走型支援を行います。また、生活困窮者が必要な支援を受けられることができるよう、生活福祉資金貸付や生活保護などの制度周知に努めます。

（視点 4）幅広い参加・就労に向けた支援

誰もが持てる力を生かし、社会的に孤立することがないように、幅広い社会参加の機会の創出や働きたいと思った人が一人でも多く就労できるよう支援を行っていきます。

※1 80 歳代の親が引きこもり等を理由に 50 歳代の子どもの生活を支えている状態。

第2章 誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進

【基本方針】

誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。
そのため、市民一人ひとりの健康づくり活動の促進と環境づくりに取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。

【現況と課題】

- 我が国の平均寿命は世界でも高い水準にありますが、平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があると報告されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会的負担の軽減が期待されることから、多くの人の健康意識の向上や健康寿命のさらなる延伸を進める必要があります。また、近年では地域や社会経済状況の違いにより、集団における健康行動や健康状態に差（健康格差）が生じていることが明らかになっています。
- 新型コロナウイルス感染症は世界的な広がりを見せ、国内及び市内でも多くの感染者が発生しました。疾病や感染症による健康リスクを減らすためには、適度な運動と食事を心がけるなど、平時からの健康づくりが重要になります。
- 現在の健康状態は、これまでの生活習慣や食生活の積み重ね、社会環境などが大きく影響しています。そのため、胎児期から高齢期までの疾病リスク等を長期的に捉えた上で、各ライフステージ特有の健康課題に応じた働きかけを行うことが必要です。
- 本市はがんで亡くなっている人が最も多く、心疾患などの要因となる高血圧症の患者も多くなっています。また、一人あたり医療費が国・県を上回る状況が続いており、重症化により重篤な合併症を引き起こす糖尿病の患者や骨折患者が多いことも特徴の1つです。
- 保健センター「らふる」を中心に、ウォーキングの推奨、民間企業等との連携による意識啓発、各種健（検）診等による生活習慣病予防等に取り組んでいます。一方でがん検診を含む各種健（検）診の受診率は全国平均より低くなっており、受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 予防接種は病気を防ぐ強力な予防方法の1つです。あわせて、防接種の効果や接種後の副反応の情報だけでなく、その病気にかかった時の重症度や合併症のリスク、周りにいる大切な人に与える影響についても情報提供していくことが重要になります。
- バランスの取れた食生活の実践や食育の推進に関するボランティア活動への参加など、食育を実践している人の割合は低い状況にあります。胎児期から高齢期に至るまで実践を重視した切れ目のない食育の推進をする必要があります。
- 病院や診療所などの医療機関が互いに連携することで、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することが求められています。本市は、地域の中核病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準のさらなる向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携しながら地域医療体制の構築を進めています。一方で、医師の高齢化、小児科医や産科医などの専門医不足により、急を要するときの必要な診療体制が維持できなくなることが懸念されます。
- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けるための医療保険制度であり、将来にわたり安定した運営を行っていく必要があります。しかしながら、高齢化や医療の高度化などにより、医療費は増加傾向となっています。このため、健康増進や医療費の適正化の取組を進めています。

【施策推進の視点】

（視点 1）健康になる意識づくりと環境づくり

食生活、運動、歯・口腔などの健康課題に応じた啓発活動の推進や、地域の実態に応じた健康の保持増進及び疾病予防のための積極的な地域保健活動を通じて、市民の健康づくりを推進します。また、誰もが健康につながる行動を取りやすい環境づくりを進めるため、民間企業や関係団体等との連携、情報共有に取り組みます。

（視点 2）疾病の予防

がん検診や国民健康保険の特定健康診査などの各種健（検）診の受診の促進や、感染症の発生予防、まん延防止のための予防接種を実施するとともに、幼少期からの疾病に対する正しい知識の普及啓発、青壮年期には働く場と連携した生活習慣の改善、高齢期にはフレイル予防の推進など、胎児期から老齢期に至るまでの人の生涯を踏まえた健康づくりを推進します。あわせて、健診や介護、医療等のデータを分析することにより、地域や集団の実態に応じた健康づくりの働きかけや、生活習慣病等の発症リスクが高い人への個別指導を強化します。

（視点 3）食育の推進

各世代・健康課題別に沿った食に関する知識の習得・実践を推進するとともに、食育ボランティアをはじめとする地域資源を活用した食文化の継承を進めます。さらに多様なライフスタイルに適応できるように関係団体と連携し、適切な食を自ら選択できる食環境づくりを行います。

（視点 4）地域保健医療の推進

医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制の構築を図ります。あわせて、適正受診やかかりつけ医等の普及啓発を進めます。

（視点 5）国民健康保険の安定運営

安心して必要な医療を受けることができるよう特定健康診査などの保健事業やレセプト点検など、医療費適正化に向けた取組の充実強化に努め、将来にわたり持続可能で安定した運営を行います。

第3章 高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

すべての高齢者が健康的で、住み慣れた地域で安心してつながりを持って暮らすことができるまちを目指します。

そのため、住まいを中心として、生活支援、予防、医療、介護のサービスが状態に応じて提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

【現況と課題】

- 本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まいを中心とし、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがその人の状態に合わせて一体的かつ体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その基盤となる住まいやその周辺環境が高齢期の安心した生活に配慮されている必要があります。一方で、高齢者とその家族が抱える問題は複雑化しており、地域包括支援センター等の単独機関だけでは解決が困難なケースが増えています。そのため、関係機関・地域が連携し、役割分担しながら地域の居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実など、地域の課題解決に地域住民と一緒に取り組むことが必要とされています。
- 高齢者が自分らしい生活を継続するためには、隣近所の声かけによる安否確認や家事支援、買い物・通院の移動支援などの生活支援サービスが必要です。本市においては、介護保険等による公的なサービスだけでなく、地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人やNPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスが提供されていますが、今後もさらなるサービスの拡充に向けた支援に継続して取り組む必要があります。
- 本市では、今後の後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者も増加することが見込まれます。医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による支援体制の構築を図り、専門職や医療機関、介護事業所、関係団体とそれぞれの役割に応じた、連携を推進する必要があります。
- 後期高齢者医療は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営を行っており、市においては、各種届け出の受付業務と保険料の徴収業務を担っています。引き続き、丁寧でわかりやすい説明を行い、制度の正しい理解促進に努めていく必要があります。
- 高齢者がいつまでも生きがいを持っていきいきと活躍するとともに、できるだけフレイルや要支援・要介護状態に至らず健康に暮らし続けるためには、高齢者自身が健康づくりなどの意識を高め、地域や社会との関わりを持ち続けるつながりづくりが必要です。

【施策推進の視点】

（視点1）いきいきと暮らすための生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域や関係機関が連携して、基盤となる生活環境づくりや地域とのつながりづくりを推進します。

（視点2）安心して暮らすための医療・介護の提供

医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な高齢者施策を展開するとともに、市民への周知を行い、その人の状態に合わせて一体的かつ体系的に必要な支援が提供される体制の構築を図ります。また、後期高齢者医療においては、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、安心して必要な医療を受けることができるように、制度の正しい理解促進に努めます。

（視点3）フレイル・介護予防の推進

仕事、家庭、学び、趣味などあらゆる面において、健康で生きがいのある生活を送ることができるような仕組みづくりや地域とのつながりづくりを進めるとともに、できる限りフレイルや要支援・要介護状態にならない、又は、重度化しないためのフレイル・介護予防の取組を推進します。

第4章 障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

【基本方針】

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

そのため、障害についての理解促進や障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、障害のある人の社会的障壁をなくすために必要とされる合理的な配慮を行います。

【現況と課題】

- 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、社会的障壁を除去し、地域において、誰もが多様なきっかけやつながりで参加することができる環境を整備することが必要です。また、障害を理由とする差別の解消や社会的な障壁の除去に向けた合理的な配慮の提供を推進していく必要があります。そのため、本市では、行政や障害福祉関係者のネットワークにより、障害への理解促進に向けた普及啓発を進めるとともに、市民や事業者へ差別の解消や合理的配慮について、周知啓発を行っています。
- 障害のある人が希望する日常生活や社会生活を営むためには、意思決定を支援し、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自ら居住場所の選択ができるような環境づくりが必要です。こうした環境づくりを進めていくうえで、施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へと移行するための相談支援機能の強化やグループホームなどの生活の場の確保等が課題となっています。また、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには所得の確保が重要であり、本人の意向や適性に合った就労支援が一層求められるようになってきています。
- 本市においては、障害者総合支援法及び障害者差別解消法に基づき、障害のある人やその家族、障害者福祉関係者、行政等で構成される障害者自立支援・差別解消支援協議会を設立しました。この協議会では、関係機関によるネットワークを構築しながら、対応困難事例や就労支援等の地域課題の抽出とその解決に向け、取組を進めています。
- 障害のある人をはじめ、全ての人の社会参加を支援するため、意思疎通支援、情報の提供、行政情報へのアクセス、バリアフリーなまちづくりなど、さらなるアクセシビリティの向上を目指すことが必要です。また、余暇活動や社会活動をしていない障害のある人も多く見受けられることから、障害のある人へのスポーツ・レクリエーション教室等を開催しています。今後も、文化芸術やスポーツなどの活動を活性化することが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）障害への理解促進

障害のある人への差別の解消及び合理的配慮を進めるために、市民や事業者への障害に関する広報啓発を行い、障害への理解を促進します。

（視点 2）安心して地域で生活するための支援

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、相談支援機能の強化や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援など、利用者の立場や視点に立ったサービス提供体制の充実を図るとともに、地域住民をはじめ、保健、医療、福祉の関係機関や団体等との連携強化を図ります。

（視点 3）経済的自立のための支援

地域で自立した生活を送るため、障害者優先調達や雇用を促進するための啓発活動の推進など、国・県及び関係団体と連携し、雇用と就労を充実することにより、経済的自立の支援に取り組めます。

（視点 4）社会参加の支援と活動機会の創出

情報のバリアフリー化の推進や手話通訳、要約筆記等の情報・意思疎通の支援など、一人ひとりの障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めます。また、障害のある人が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。

【第1章】 快適で魅力ある都市環境と良好な都市景観の形成

【第2章】 利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実

【第3章】 人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用

【第4章】 豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり

【第5章】 環境にやさしい資源循環型の社会づくり

第1章 快適で魅力ある都市環境と良好な都市景観の形成

【基本方針】

環境負荷が少なく、市民が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

そのため、誰もが日常的な生活サービスを便利に利用できるよう、集約型の都市構造への転換とまちなかにおける魅力の創出を進めます。また、本市固有の貴重かつ良好な景観を守り、創り、育てる取組を進め、魅力ある都市空間の形成に努めます。あわせて、市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

【現況と課題】

- 人口減少による低密度な市街地の拡大により、都市機能が低下し、生活の利便性も低下するといった悪循環を招き、都市活力の維持が困難になることが懸念されます。そのため、本市では、都市のコンパクト化による効果的で効率的な都市経営を実現し、都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりを進めています。
- 市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落の活力の低下などが顕在化しています。そのため、自然環境や優良農地に配慮しつつ、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めていく必要があります。
- 土地の基礎的な情報を整備する地籍調査は、長期に及ぶ事業であるため、一部の地域にとどまっていますが、着実に進めています。今後も土地の有効な利用促進を図るため、継続して進めていく必要があります。
- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、空き地やごみのポイ捨て等によって、良好な景観が阻害されることがないように、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 中心市街地は、鉄道や道路等の都市基盤が充実するなど市街地としてのポテンシャルを有しています。一方で、空き地・空き店舗や老朽建築物等の増加により、まちの魅力が低下し空洞化が進んでいることから、現在の都市基盤等を活かしながら都市機能の更新や健全な土地利用を促進するとともに、官と民が連携し、まちの将来を担う若者の参画による魅力的なまちなか空間の形成に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 面的な整備がなされていない地域には、狭あい道路などが多く、安全性や利便性、景観などの面で問題を抱えている地域もあるため、課題解決に向け、面的整備を含めた手法の検討が必要です。
- 本市には、諏訪公園や延命公園をはじめ200を超える公園があります。市民一人当たりの公園面積（約11㎡）は国の標準を上回っており、市民の皆さんにとって公園は、魅力ある都市空間を形成するうえで必要不可欠なものとなっています。一方で、施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応した安全で魅力ある施設への更新など、適切な管理運営や官民連携によるパークマネジメント（※1）が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）土地利用の計画的な誘導と利用促進

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能するとともに、将来の人口減少に対しても持続可能で安全な集約型の都市空間を実現していくため、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。また、土地の有効な利用を促進するため、地籍の明確化を図ります。

（視点 2）良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空家・空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発・指導や、ごみのポイ捨て等に対する市民等のモラル向上を図るため環境美化に関する啓発を進めます。

（視点 3）良好な市街地の形成と魅力的なまちなかの創出

都市のコンパクト化を図りつつ、安全で快適な都市環境を創出するため、地域の特性を活かして良好な市街地の形成を目指します。また、空洞化の進む中心市街地では、地区のポテンシャルを活かしながら、都市機能の誘導・更新や健全な土地利用を促進するとともに、にぎわい創出や交流機会の拡大及び快適な居住の場としての魅力向上を図るため、官民連携によるまちなかの活性化に向けた取組等を進めます。

（視点 4）緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保や利用者の多様なニーズへ対応するため、長寿命化の視点により計画的で効果的な施設の更新や維持管理、パークマネジメントに向けた取組を行います。また、市民との協働による緑のまちづくりを進めるため、ボランティアの活動状況に応じた支援制度や市民参加の機会の充実を図ります。

※1 指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等により民間事業者のノウハウや活力を導入することで、公園の魅力や利便性を向上させていく取組。

第2章 利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実

【基本方針】

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、タクシー、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのため、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、地域や交通事業者等との連携を図りながら、公共交通の維持・確保、利用促進等に取り組みます。

【現況と課題】

- 有明海沿岸道路は、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、佐賀県及び熊本県側への延伸が進められています。また、三池港 IC から諸富 IC 間の安全性・円滑性を高めるため、一部区間のみ車線が増える付加車線の整備が求められています。
- 新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、そのアクセシビリティの高さから、交通量が増えています。一方で、交通混雑や交通事故等の危険性が高まっていることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過していることから、道路の安全性を確保するため、定期的な点検を行い、適切に維持管理する必要があります。
- 全国的に、鉄道、バス等の公共交通は、人口減少等に伴い、利用者が減少傾向にあり、公共交通の維持は容易ではなくなってきました。そのため、MaaS（※1）等の次世代技術を活用した公共交通サービスの向上を図るなど、将来を見据えた持続可能な公共交通サービス体系の構築が求められています。
- 本市には、鉄道、バス、タクシー、旅客船等多様な公共交通があり、鉄道とバスによる人口カバー率は約 8 割と、周辺市町と比較しても高い状況にあります。また、公共交通の利用が不便な地域においては、市民の生活交通を確保するため、地域主体により地区循環バスや予約型乗合タクシーを運行しているほか、市民や本市を訪れる人に向け、公共交通の利用促進の取組を行っています。今後も、交通事業者等で構成する地域公共交通活性化協議会の取組等により、この水準を可能な限り維持していく必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域活力を向上させる広域道路網の充実

移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化や交通混雑の緩和、安全性の確保を図るため、有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進します。

（視点 2）安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路や橋梁等については、計画的な点検や修繕、改良等を行うことで、道路の安全性確保に取り組みます。

（視点 3）持続可能な公共交通サービス体系の構築

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づき、地域や交通事業者等と連携した利用促進に取り組みながら、公共交通の維持・確保を図るとともに、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通体系サービスの構築に向けて取り組みます。

※1 Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

第3章 人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用

【基本方針】

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。そのため、住宅ストックの質の向上・流通促進及び空家等の予防と利活用を図るとともに、住宅セーフティネットの充実により、誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることができる居住環境づくりを進めます。

【現況と課題】

- 高齢者や障害者、低所得者、子育て世帯、ひとり親世帯など、住宅を確保することが困難な状況におかれている世帯の課題は複雑化しています。これらの世帯は、民間賃貸住宅では入居を拒まれる場合もあることから、適正に公的賃貸住宅の供給を促進していくとともに、居住支援協議会や民間事業者等との協働による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が求められています。
- 令和元年空家等実態調査により倒壊のおそれがあるなどのDランクと判定した空家の件数は、除却等が進んだことにより、少しずつ減少しています。一方で、高齢化の進行や世帯数の減少等に伴い、空家の総数は増加することが予測されます。まずは、新たな空家の発生を抑制するために、所有者自らが事前に予防策を検討しておくことが必要です。また、老朽化した空家の増加は、地域の安全や衛生のほか、コミュニティの活力等にも大きな影響を及ぼすため、利活用できる空家は早期に利活用するとともに、管理不全な空家は所有者等に適正な管理を促し、老朽化した危険な空家は、法に基づく措置を行うことにより、除却を促進するなどの対策が必要です。
- 良質な住宅ストックが将来にわたって継承されるためには、所有者等による適切な維持管理を進めることと併せて、品質や性能を高めていくことが必要です。
- 市営住宅のなかには、建替の目安となる年数（法定耐用年限）の1/2を超えた住棟が約4割あるため、計画的な修繕や改善を実施し、適切な管理を行っていく必要があります。また、65歳以上の高齢者のみの世帯も多く、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。豊かで活力ある集住生活を送るため、コミュニティの活性化を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者、高等教育機関、居住支援法人、民間事業者等との協働による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実を図ります。

（視点 2）空家等対策と住宅ストックへの支援

空家等対策については、予防・利活用・適正管理・除却の視点から総合的に取り組みます。また、質の高い住宅ストックが将来にわたって継承されるため、市民や業者等への啓発のほかリフォームやリノベーション、耐震化、維持管理等の促進を図り、住宅市場が活性化する環境整備を促進します。

（視点 3）市営住宅の適正な管理と良好なコミュニティの形成

市営住宅の長寿命化に資する適正な管理を行うとともに、単身高齢者などの閉じこもりの防止や見守りにより、豊かで快適な生活が送られるよう、指定管理者や関連部署等と連携し、市営住宅のコミュニティ活性化を図ります。

第4章 豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり

【基本方針】

豊かな自然を守るとともに、持続可能な環境を次世代に残していくために、環境への負荷を低減し、地球や自然を大切にするまちを目指します。

そのため、温室効果ガスの削減及び省エネに向けた市民意識の向上を促すとともに、地域の実情に対応した衛生的な生活環境の整備を進めます。

【現況と課題】

- 本市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティおおむた宣言」を行いました。「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政が互いに協働し、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市では、これまでも子どもたちに美しい川や海を残すために生活排水対策に取り組んできました。一方で、市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 国においては、令和8（2026）年度末を目標に、污水处理施設整備を概ね完成させる方針を示しています。一方で、本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の污水处理人口普及率は、令和3（2021）年度末で82.1%と、全国平均92.6%、福岡県平均93.9%に比べ、未だ低い状況です。そのため、公共下水道や合併処理浄化槽を早期に整備するとともに、生活排水に対する市民理解を深めるための広報啓発が必要です。
- 本市の公共下水道普及率は着実に向上しており、令和3（2021）年度末で71.0%となっています。一方で、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、公共下水道の整備を進めながら、下水道全体計画区域の縮小等についても検討しています。また、下水道事業は、着手から60年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。
- 公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設については、今後の人口減少に伴う污水处理量の減少、施設の大規模な改築更新の必要性等を考慮し、効率的で持続可能な污水处理システムの構築を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、狂犬病や鳥インフルエンザなどは、人と動物双方に感染する人獣共通感染症とされています。このため、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものと捉え、一体的に守っていく、ワンヘルスの理念に基づく取組が重要といわれています。本市でもワンヘルス推進宣言を行い、福岡県と連携・協力しながらワンヘルスを推進しています。
- 犬や猫などの動物は人々の生活の中で重要な存在となっています。一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及啓発が必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）環境保全行動の促進

市民、事業者、市民団体、行政が、温室効果ガスの削減や省エネに向けたエコ行動を実践し、ライフスタイル・ビジネススタイルを環境に配慮した形に変えていくために環境意識の啓発等に取り組みます。あわせて、教育機関や環境活動団体等と連携しながら ESD を推進し、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めるための環境に関する学習を推進します。

（視点 2）生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な污水处理施設の普及促進に取り組みます。水洗化促進のための支援制度や生活排水に対する広報啓発に継続して取り組むなど、生活排水対策を重点的に推進します。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。あわせて、効率的で持続可能な污水处理システムの構築に向け、公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設の共同化について調査、検討を行います。

（視点 3）安定した下水道サービスの継続

施設の状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理（ストックマネジメント）を行います。将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

（視点 4）動物の愛護及び適正飼養の推進

ワンヘルスや動物の愛護、適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、動物の適正飼養の推進に努めます。

第5章 環境にやさしい資源循環型の社会づくり

【基本方針】

プラスチック使用製品をはじめとするごみの減量化・資源化により、天然資源の消費をできるだけ抑制し、資源循環型の社会をつくります。

そのため、市民、事業者、行政等との協働により、廃棄物そのものの発生抑制と使用された製品等の再利用を促進するとともに、分別の徹底や新たな廃棄物の資源化、ごみの適正処理に取り組みます。

【現況と課題】

- 本市では、これまでも循環型社会の構築を目指し、有料指定ごみ袋制度や分別品目の追加など3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本として、市民・事業者・行政等との協働による、ごみの減量化・資源化の取組を推進しており、ごみの総排出量は10年前と比較して減少（△7,631 t、△17.7%）しています。一方で、燃えるごみには、依然として多くの「生ごみ」や「紙類」が含まれているため、今後ごみ処理基本計画に掲げる取組を着実に進め、家庭や事業所から排出される燃えるごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。
- 市民のごみ減量に対する関心を高めるための意識啓発に継続して取り組むことで、ごみ減量に効果的で優先順位が高い2R（リデュース・リサイクル）の行動を促す必要があります。高齢者や障害のある人等によっては、ごみの排出が困難となる状況もあることから、「自助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図る必要があります。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、不法投棄などの不適正処理に対し、継続的に監視・指導等に取り組んでいく必要があります。
- 燃えるごみの処理は、令和10年度に新ごみ処理施設への移行を予定しており、市民生活に影響のないよう確実に施設を整備する必要があります。

【施策推進の視点】

（視点1）ごみの減量化・資源化

生ごみの水切り・堆肥化、食品ロスの削減などのごみの排出抑制や、マイボトルの推奨などのリユースに関する意識啓発に継続して取り組みます。また、プラスチック製容器包装の分別促進や製品プラスチックの分別品目への追加、リサイクル可能な紙類の分別の徹底などにより資源化の促進を図ります。加えて、ごみの収集時や施設搬入における指導啓発等の取組を強化し、市民、事業者のごみに対する関心を高め、ごみの減量化・資源化を進めます。

（視点2）ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、ごみの排出が困難な人に配慮し、福祉収集による支援を図ります。あわせて、監視カメラやパトロールによる不適正処理への監視・指導等に取り組みます。加えて、廃棄物処理施設の適切な管理運営を進めるとともに、新ごみ処理施設への確実な移行や老朽化施設の長寿命化に取り組みます。

【第1章】 防災・減災対策の推進

【第2章】 消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

【第3章】 事故や犯罪のない地域づくり

【第4章】 安全な水の安定的・持続的な供給

第1章 防災・減災対策の推進

【基本方針】

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのため、市民の防災意識や地域における防災力の向上と関係機関等と連携した防災対策の充実を図ります。あわせて、流域治水の考え方を踏まえた排水対策の強化を進めます。

【現況と課題】

- 本市では、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、河川・水路の改修や、ポンプ場の機能増強などのハード面と、防災専用の情報ネットワークシステムの構築や情報発信の充実・強化といったソフト面の両方から、防災力の強化を進めてきました。
- 台風や大雨、地震や竜巻など、大規模な災害が全国各地で発生するなか、まずは、「自分の身は自分で守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることが重要です。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取組が進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必要とする人に対する支援体制づくりを進める必要があります。
- 災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、国民保護法に基づき、市民の安全を確保する取組も必要です。
- 近年、降雨の局地化・集中化・激甚化により、本市においても大規模な浸水被害等が発生していることから、流域の関係者全員が協働して被害の減少や多層的な取組を行う流域治水の考えに基づき、排水対策の強化を進める必要があります。
- 市内には、土砂災害を引き起こしやすい箇所が存在することから、被害を未然に防ぐため、県と連携した対策を実施しています。
- 人的被害の軽減や道路等の閉塞を防止し、市民の安心・安全と住みよい住環境を確保するため、建築物の耐震化や危険なブロック塀等の除却を促進する必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備え、自分の身は自分で守ることが、地域の防災力向上につながることから、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の高揚に努めます。また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

（視点 2）防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、自衛隊や警察等の防災関係各機関との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段の確保を図り、市民に対する情報伝達を迅速に行います。

（視点 3）排水対策の強化

流域治水の考え方を踏まえ、計画的に河川・水路の改修や雨水を排除するポンプ場等の下水道施設及び都市下水路の整備、溜池などの既存施設を活用した貯留施設の整備などを進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組みます。

（視点 4）建築物等の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。また、危険なブロック塀等の所有者に対する改善指導などにより除却の促進に取り組みます。

第2章 消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

その実現に向けて、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組を推進します。

【現況と課題】

- 本市では、過去10年の火災件数に占める建物火災の割合が50%を超えています。火災による死傷者の多くが建物火災によるものであることから、市民の生命、身体及び財産を守るためにも建物火災件数を抑制していく必要があります。それを実現するためには、市民の防火意識の高揚、住宅用防災機器等の設置を促進する必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 本市の近年における救急出動件数は、6千件を超えて高い水準で推移しています。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに予防救急や救急車の適正利用を推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災の中核として欠かすことのできない存在です。そのため、本市では、消防団協力事業所や消防団応援の店などの取組をはじめ、PRイベントや動画配信による若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、消防団の加入促進及び充実・強化を進めています。
- 複雑多様化する災害現場に即した総合的な訓練を実施できるようにするため、実践型の教育訓練施設の整備が必要です。また、人口減少や施設の老朽化、各種災害へ柔軟に対応するため、消防隊等を含む組織体制の再編成の検討が必要です。
- 筑後地域消防指令センターの利点を活かした各種災害等への連携強化を推進するとともに、今後は、近隣消防本部との火災調査や危険物規制事務等の共同処理の検討が必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）火災予防対策の充実

火災やその他の災害発生を未然に防止するため、市民の防火意識の高揚を図り、防火協力団体と連携し地域と密着した火災予防運動を展開するとともに防火対象物や危険物施設に対し予防査察を積極的に実施し、火災やその他の災害を出させない、または発生しても被害を拡大させない環境づくりを推進します。

（視点 2）災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

（視点 3）消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者が入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の災害対応力の向上と安全確保のため、知識と技術の向上を図ります。

（視点 4）消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両の更新及び整備に努めるとともに消火栓や防火水槽などの消防水利の適正な維持管理に努めます。また、教育訓練施設の整備や組織体制における再編成の検討を行います。

（視点 5）広域連携の推進

自然災害等による大規模災害に備え、近隣消防本部と更なる相互応援体制の連携強化を図るとともに、消防広域化に向けた人事交流、事務の共同処理等を推進します。

第3章 事故や犯罪のない地域づくり

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組を推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、警察等の関係機関、地域、事業者等と一体となって全市的な交通安全、防犯、暴力団排除などの取組を推進します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。

【現況と課題】

- 本市では地域をはじめ、道路管理者や学校、警察などと連携し、道路改良などの道路交通環境の改善を図るなど、交通安全対策を推進しています。一方で、近年、飲酒運転や夜間歩行中の事故、通学路等での事故が発生しており、更なる安全対策が強く求められています。それらに加え、本市では、高齢者が関わる交通事故の割合が増加しており、ドライバーと歩行者等の双方における交通安全意識やモラル・マナーの向上が必要です。
- 住民の安心安全な暮らしを確保するためには、警察や行政による取組とともに、安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などによる市民への防犯意識の啓発や地域の自主防犯活動をさらに充実させることが求められています。
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、保護司会をはじめとする各種ボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。
- 令和3年4月に施行した犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害の回復及び軽減に向け、犯罪被害に関する相談窓口での対応や見舞金支給等の支援、広報・啓発等を総合的に取り組む必要があります。
- 令和3年7月に、本市に拠点のあった指定暴力団の本部事務所が撤去され、市民の安心安全につながりました。引き続き、行政、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団のいない安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。
- 本市消費生活センターにおける消費生活に関する苦情・相談の内容は、複雑化・多様化しています。消費者トラブルの未然防止のためには、消費者自身が正しい知識を持ち、適切に対応できるようになることが重要です。また、消費者トラブルについては、消費者だけでその解決を図ることには限界があるため、専門的な知識を有した相談員による適切な対応と相談体制のさらなる充実が必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）交通安全対策の推進

交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた啓発活動及び通学路等における交通環境の整備を通して、高齢者や児童・生徒などの交通弱者の安全に重点を置いた交通安全対策を推進します。

（視点 2）防犯活動等の充実

警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会等と連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。また、保護司会をはじめとするボランティア活動の支援や、犯罪被害の回復及び軽減を図るための支援を行います。

（視点 3）暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

（視点 4）安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者トラブルの未然防止や解消につなげます。また、複雑化・多様化する相談に対応するために相談体制の充実を図ります。

第4章 安全な水の安定的・持続的な供給

【基本方針】

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。

そのため、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靱」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定した運営に取り組みます。

【現況と課題】

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現のための方策をまとめた新水道ビジョンを平成 28（2016）年 3 月に策定し、実現方策の取組を推進しています。
- 大正 8（1919）年 3 月、水道事業を開始して以来、市民活動と都市活動を支える基幹ライフラインとして、市勢の発展とともに数度の拡張事業を重ね、水需要に対応し、水道施設の整備等を行ってきました。一方で、事業開始以来 100 年以上経過し、老朽管（40 年以上経過した水道管）の割合が令和 3（2022）年度末時点で 23.83%となっており、管破損等の事故の原因ともなることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水質の管理においては、適切な浄水処理を行うとともに、水質検査計画に基づき、水源から蛇口まで一貫した水質管理を行うなど、市民生活、社会経済活動にとって重要な水道水を供給しています。
- 本市の水道事業においては、これまで事務事業の効率化や民間委託による人件費の抑制等、経常経費の削減を図るとともに、設備の長寿命化による維持管理費の適正化などに取り組んでいます。一方で、人口減少や節水意識の浸透等により、給水収益は今後も減少していくことが見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増すことから、水道施設の適切な維持管理に加え、水源や配水区における効率的な水の運用を行うとともに、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備を行う必要があります。
- 水道事業については、施設見学や啓発事業に取り組むとともに、水質検査結果に基づく安全性の周知や経営状況等の情報発信を行うなど、市民の信頼を高めることが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）安全な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

（視点 2）確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

（視点 3）持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

計画の実現に向けて

【第 1 章】 市民と行政がともに進めるまちづくり

【第 2 章】 まちの魅力アップと市内外へのプロモーション

【第 3 章】 健全で効果的・効率的な行財政運営

【第 4 章】 行政サービスの利便性向上

第1章 市民と行政がともに進めるまちづくり

【基本方針】

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

【現況と課題】

- 本市では、協働のまちづくり推進条例や市民憲章の基本理念のもと、市民と行政がともにまちづくりを進めています。協働のまちづくりを実現するためには、今後も行政と市民や各種団体等が協働してまちづくりに取り組むことが重要です。
- 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民のライフスタイルや働き方の多様化に対応したまちづくりに参加しやすい環境づくりが必要です。また、市政に対する市民の関心を高めるために、行政の信頼性や透明性の向上に向けた積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や提案を行政運営に適切に反映させていくことが必要です。
- 本市では、町内公民館のほか、18校区で校区まちづくり協議会が設立され、様々なまちづくり活動が行われています。一方で、住民と地域の関わりが希薄化し、地域コミュニティ組織においては加入率の低下や担い手不足が進むとともに、施設や設備の老朽化、学校再編に伴う地域再編による新たなコミュニティの形成などの課題が生じています。そのため、地域コミュニティの今後の在り方について検討するとともに、活動の持続可能性を向上させるため、人材育成や負担軽減などの支援策が必要です。
- より良い地域社会の実現を目指し、市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組み、公益性のある市民活動のさらなる促進と活性化を図るために、市民活動団体を支援する必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）協働のまちづくりの理念の共有

協働のまちづくりに関する理念やルールを明確にし、市民全体で共有することを目的とした協働のまちづくり推進条例の周知、啓発及び実践に取り組みます。あわせて、「みずからの責任において、互いに力をあわせ、まちづくりを行う」ことを市民自らが宣言した市民憲章の啓発を進めます。

（視点 2）情報の共有

市政に関する市民の関心を高めるため、広報紙やホームページのほか、SNS や FM たんとななどの多様な情報ツールの活用による積極的な情報発信を行います。また、出前市長室などの多様な機会を通じて寄せられた市民からの意見や提案については、市政への貴重な意見等として参考とし、適切な反映を図ります。

（視点 3）地域コミュニティの再生

校区まちづくり協議会の全校区での設立を推進するとともに、校区まちづくり協議会の運営における多様な主体による連携・協力を促進します。また、地域コミュニティ組織において加入率の低下や担い手不足の解消に向けた取組を推進するとともに、地域活動への支援や、町内公民館等の施設及び設備の維持管理等の負担軽減を図る支援策を進めます。

（視点 4）市民活動の促進

市民が市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるよう、市民活動に関する情報の発信と共有化を図るとともに、人材の育成・確保、市民活動団体間のネットワークづくりを支援します。

第2章 まちの魅力アップと市内外へのプロモーション

【基本方針】

住み続けたい、住みたい、訪れたい、応援したいと思ってもらえる「選ばれるまち」の実現を目指し、地域の魅力を市内外へ積極的に発信します。

【現況と課題】

- 本市には、世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産をはじめ、動物福祉の取組で多くのメディアにも取り上げられている動物園、市民の誇りである大蛇山まつりなどの地域資源があります。また、活気ある産業のまちであり、充実した交通アクセス、豊かな自然、教育環境・医療・福祉も充実している住みやすいまちです。
- 交流人口の増加や移住・定住人口の増加へと確実につなげていくため、市内居住者へ大牟田の良さ・魅力を十分に理解・認識してもらうこと（インナープロモーション）や、市外居住者に大牟田の良さや魅力をPRし、伝えていくこと（アウトタープロモーション）に取り組んでいます。今後も本市が「選ばれるまち」となっていくため、シティプロモーションを推進し、知名度やイメージのさらなる向上を図る必要があります。
- コロナ禍を経て、多くの方が働き方や暮らし方を見つめ直し、地方暮らしへの関心が高まってきた社会変化をチャンスと捉え、様々なプロモーション活動や移住支援制度を展開しています。移住に関する相談や支援制度の活用件数が増加するなど、徐々に成果が現れ始めていますが、今後も引き続き、移住希望者に対し、効果的な支援を行っていく必要があります。
- ふるさと納税については、市内事業者の新商品開発を支援し、返礼品の充実を図ることで徐々に寄付額が増加しています。ふるさと納税は、市の特産品等のPRなどによる地域経済の活性化が期待されることから、返礼品のより一層の充実を図ることが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）シティプロモーションの推進

本市の取組や様々な魅力に触れる機会を増やし、市民・団体・企業とともにメディアや SNS など多様な情報ツールを活用した情報発信を行うことで、本市のイメージや知名度の向上を図ります。また、シティプロモーションとあわせて、ふるさと納税を PR することで、本市を応援したい人を増やします。

（視点 2）移住・定住の促進

本市の魅力である住みやすさについて、様々なプロモーション活動を行うとともに、移住支援制度を活用し、移住人口の増加を図ります。また、市民、特に若い世代が本市の魅力を再認識し、郷土への愛着や誇りを醸成する機会を増やすことで、定住を促進します。

第3章 健全で効果的・効率的な行財政運営

【基本方針】

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズに対し、柔軟な対応が求められる中、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、限られた行政資源の中での事業の「選択」と「集中」を進め、経営の視点に立った効果的で効率的な行財政運営を進めます。あわせて、自主財源（※1）の確保や経常的な経費の抑制による自立した財政基盤を構築するとともに、まちづくりのための投資を行うことで、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

【現況と課題】

- 本市では、経営の視点に立ち、行政マネジメントシステムによるPDCAサイクルを念頭に、施策や事業の点検・見直しを実施しながら、より効果的で効率的な行財政運営に取り組んでいます。あわせて、民間活力の導入やデジタル化など業務の効率化・簡素化を進め、職員一人一人が能力と意欲を最大限に発揮できる人材育成や組織づくりを進めています。
- 本市の財政は、行財政改革などの取組により、実質収支（※2）の黒字を継続し、財政調整基金の残高についても一定額確保され、財政の健全性を示す経常収支比率（※3）等の財政指標は改善している状況です。
- 人口減少による市税収入の減少に加え、防災・減災のための事業費や社会保障関連費などの増加、過疎地域指定による支援策の終了に伴う公債費負担の増加が懸念されるため、限られた行政資源の中で、様々な行政ニーズに対応できるよう、安定的な財政運営を目指す必要があります。
- 次の世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保に直結する市税の適正課税の推進や収納率の向上をはじめ、様々な方策による歳入の確保を行うとともに、計画的な公共施設の長寿命化や統廃合、市債発行額の抑制や基金残高の確保等に継続して取り組むことが必要です。
- 本市を中心市として、有明圏域定住自立圏を形成し、圏域自治体の有する地域資源や特性を活かした取組を進めています。また、有明海沿岸地域では、有明海沿岸道路の整備が進み、九州佐賀国際空港や重要港湾三池港も含めた広域的な交通ネットワークが形成されており、広域的な連携を図ることで、地域全体が活性化することが期待されています。今後、市民の生活圏や経済圏は行政区域を越えて広がる一方で、人口減少や少子高齢化の影響により、単独自治体で現行の行政サービスの維持が困難になると予測されることから、自治体間の連携を強化しながら、必要とされる行政サービスの維持・向上を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）成果を重視した持続可能な行財政運営

行政マネジメントシステムを活用しながら、成果重視型の行財政運営を推進します。あわせて、職員の経営意識とやる気を高めるための人材育成や組織づくり、民間活力の導入やデジタル化を推進し、行財政運営の基盤づくりを進めます。また、事業の見直しや改善等により、経常的な経費を抑制し、公債費の抑制や公共施設の統廃合等により、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

（視点 2）適正課税の推進と税負担の公平性の確保

自主財源である市税収入の確保については、課税客体の把握と申告漏れを無くすことに努め、公平・公正かつ適正な課税を推進します。また、収納にあたっては、納税者の利便性の向上のため、納付環境の整備に努めるとともに、税負担の公平性の観点から滞納整理業務に取り組むことにより、収納率の向上を図ります。

（視点 3）公有財産の適正な維持管理と有効活用

公共施設の維持管理については、予防保全型の管理を行いながら、必要とされる施設の長寿命化や管理コストの縮減を図ります。あわせて、今後も施設機能の維持や有効活用を図るとともに、将来的に財政へ与える影響や将来世代の負担などを踏まえ、施設の統廃合や売却等による施設総量の削減に向けた取組を進めます。

（視点 4）有明海沿岸地域における広域連携の推進

有明圏域定住自立圏をはじめとする有明海沿岸地域のリーディングシティとして、人流や物流のさらなる活発化と魅力あふれる地域づくりに向け、自治体間の広域連携を進めます。あわせて、近隣自治体との連携協力により、住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、限られた行政資源の有効活用を図ります。

※1 市税、使用料及び手数料、諸収入、繰越金ほか。

※2 歳入歳出差引から翌年度への繰越財源を差引いた金額。

※3 市税や普通交付税などの経常的な収入に対する人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出の割合。

第4章 行政サービスの利便性向上

【基本方針】

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組やデジタル技術を活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

【現況と課題】

- 窓口業務をはじめとした行政サービスにおいては、デジタル化・オンライン化によって、市民が来庁しなくても手続きができる環境の整備が求められています。その一方で、市役所の各窓口では、デジタル化一辺倒ではなく、高齢者等の目線に立った丁寧な案内や市民に寄り添った窓口対応が求められています。このため、本市では、コンビニエンスストアにおける諸証明書の取得を可能とし、死亡に係る手続きを案内するおきやみコーナーの設置等を進めるとともに、市民課窓口への民間活力を導入するなど、市民サービスの向上と市民にやさしいスマート窓口を推進しています。
- マイナンバーは、社会全体のデジタル化を実装するための基盤であり、マイナンバーカードの取得率は国全体で80%（想定）を超えるなど、ほぼ全国民に行き渡りつつあります。引越しワンストップサービスや健康保険証としての利用、公金受取口座の登録をはじめ、市民の利便性向上と行政の効率化に向け、今後は、官民の様々な領域において、マイナンバーカードの利活用が進む予定とされています。
- スマートフォン等の通信機器の普及に伴い、いつでも、どこからでも簡単にサービスを受けることができるようになってきています。行政サービスにおいても、市民の便利で快適な暮らしを実現するため、様々な分野でデジタル技術を効果的に利活用することが求められています。また、デジタル技術の活用にあたっては、災害発生時等においても継続してサービスを提供できるように対策を講じるとともに、情報セキュリティを確保し適切な対応を図っていくことが重要です。
- 庁舎整備については、「新・庁舎整備に関する基本方針」に基づき、市庁舎の整備及び本館の利活用の検討を進めています。市庁舎の整備にあたっては、耐震性能などの安全性の確保、分かりやすさ、バリアフリー化など、現在の庁舎が抱える課題の解決や将来の庁舎ニーズへの対応を図る必要があります。そのため、計画的な基金の積立や活用可能な財源を活用し、令和10年度の建設開始を目指すこととしています。また、本館については、大牟田駅周辺のまちづくりの観点を踏まえた利活用を検討することとしています。

【施策推進の視点】

（視点1）窓口サービスの利便性の向上

書かない窓口等の推進により、市民サービスの向上や待ち時間の短縮、高齢者等に寄り添うやさしいスマート窓口を推進します。さらに、新庁舎整備を見据え、ワンストップで手続きを行うことができる窓口の設置について検討します。

（視点2）デジタル技術の活用

デジタル技術の進展に柔軟に対応しながら、市民の利便性向上・業務の効率化等に取り組みます。また、情報セキュリティ対策と情報資産の適正な管理・運用を行います。

（視点3）庁舎整備の推進

現在の庁舎が抱える課題の解決や将来の庁舎ニーズに対応するため、安全で機能的、経済的な庁舎整備を進めます。